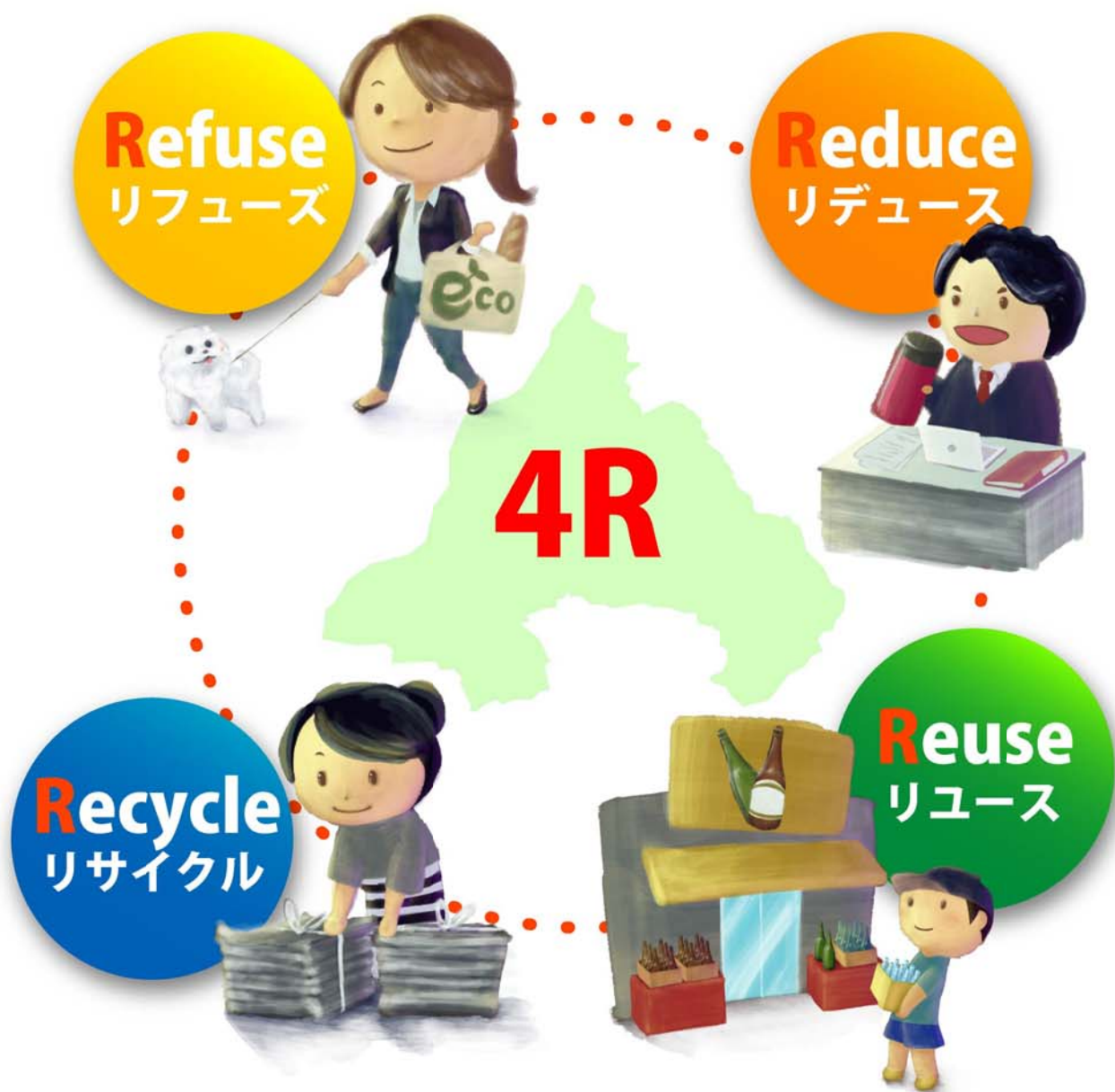


枚方市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 （平成 28 年度～平成 37 年度）



平成 28 年 3 月

枚方市

はじめに

近年、廃棄物処理については、各家庭・事業者・行政がともに地域全体でごみの排出抑制やリサイクルの推進に取り組むことに加え、処理を高度化することによる温室効果ガスの削減といった地球温暖化などの環境問題への対応が求められています。

枚方市では、平成 21 年 6 月に「新・循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物減量及び適正処理基本計画（改訂版）」を策定し、循環型社会の構築に向け、様々な施策を進めてまいりました。

ごみの総排出量は、平成 7 年度を境に減少傾向に転じていますが、平成 25 年度ごろからほぼ横ばいの状態で推移しており、更なる施策の推進が求められているほか、老朽化した穂谷川清掃工場第 3 プラントの後継施設である可燃ごみ処理施設の整備について、京田辺市と合意した共同建設に向けた取り組みを着実に進めるなど、今後も安全で安定的なごみ処理体制の構築に取り組んでいく必要があります。

また、本市は平成 26 年 4 月に中核市へ移行し、大阪府からの事務移譲により、一般廃棄物と産業廃棄物に係る事務を一体的に進めることになりました。

このような中、これまでの取り組みの評価・見直しを行うとともに、廃棄物行政を取り巻く状況の変化等への対応を図るため、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間の計画期間とする「枚方市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定いたしました。

本計画では、「市民・事業者・行政のそれぞれが主体的に行動し、連携することにより、持続可能な社会へとつながる循環型社会の構築を目指します」という基本理念を掲げ、計画目標の達成に向けて、市民・事業者の皆さまとともに、4 R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）を基本とした様々なごみの減量・リサイクルの取り組みを積極的に推進していきたいと考えております。今後ともより一層のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました枚方市廃棄物減量等推進審議会委員の皆さまをはじめ、市民・事業者の皆さまに心からお礼申し上げます。

平成 28 年 3 月



枚方市長 伏見 隆

目 次

第1章	計画の基本的事項	1
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の位置付け	2
第3節	計画の期間	3
第2章	ごみ処理の現状と課題	4
第1節	ごみ処理の体制	4
第2節	ごみ処理の実績	6
第3節	これまでの取り組みと課題	12
第3章	ごみ量の将来推計と計画目標	16
第1節	ごみ量の将来推計	16
第2節	計画の目標	17
第4章	基本理念・基本方向と目標達成に向けた施策等	18
第1節	基本理念	18
第2節	基本方向	20
第3節	具体的な施策	22
第4節	ごみの適正な処理等に関する基本的事項	35
第5章	計画の推進	37
第1節	計画の進行管理	37
第2節	広域連携の推進	37
第3節	廃棄物減量等推進審議会	38
【資料編】		
1.	諮問	39
2.	答申	41
3.	枚方市廃棄物減量等推進審議会委員及び部会委員名簿	42
(1)	枚方市廃棄物減量等推進審議会委員名簿	42
(2)	枚方市廃棄物減量等推進審議会 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定部会委員名簿	43
4.	枚方市廃棄物減量等推進審議会の審議経過等	44
5.	計画目標の設定の考え方	46
(1)	将来推計（現状趨勢）	46
(2)	目標設定にあたっての分別協力率	48
(3)	参考計画量	52
6.	用語の解説	53

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

本市では、平成21年6月に一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（「新・循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物減量及び適正処理基本計画（改訂版）」。以下「前計画」という。）を策定し、循環型社会の構築に向けて、市民・事業者と連携・協力しながら、様々なごみの減量・リサイクルの取り組みを進めてきました。

一方、国においては「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の改正（平成22年12月）や「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）」の施行（平成25年4月）、「第三次循環型社会形成推進基本計画」の策定（平成25年5月）など、これまでの廃棄物の量に着目した施策に加え、循環の質にも着目することとした循環型社会の形成に向けた取り組みやさらなるリサイクル制度の整備が進められています。

本市においても、ごみの排出量が減少傾向にあるものの、平成25年度からはほぼ横ばい状態で推移しており、さらなるごみの減量・リサイクルの取り組みを推進することが求められています。

また、平成26年12月には京田辺市との可燃ごみの広域処理に係る基本合意を行うなど、本市を取り巻く社会情勢等も大きく変化してきています。

このような状況を踏まえ、持続可能な社会へとつながる循環型社会の構築を目指し、ごみの減量・リサイクル及び適正処理に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、前計画の後継計画となる一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定するものです。



第2節 計画の位置付け

本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に基づき策定するものであり、計画的な廃棄物処理の推進を図るための基本的事項を明らかにした上で、廃棄物の排出抑制及び発生から最終処分までの適正な処理を進めるために必要な事項を定めるものです。

また、本計画は、本市の一般廃棄物処理における最上位計画であり、本市の「総合計画」や「環境基本計画」などと整合を図るとともに、ごみ処理に関する基本的な事項を具体化させるための方向性を示すものです。（図1）

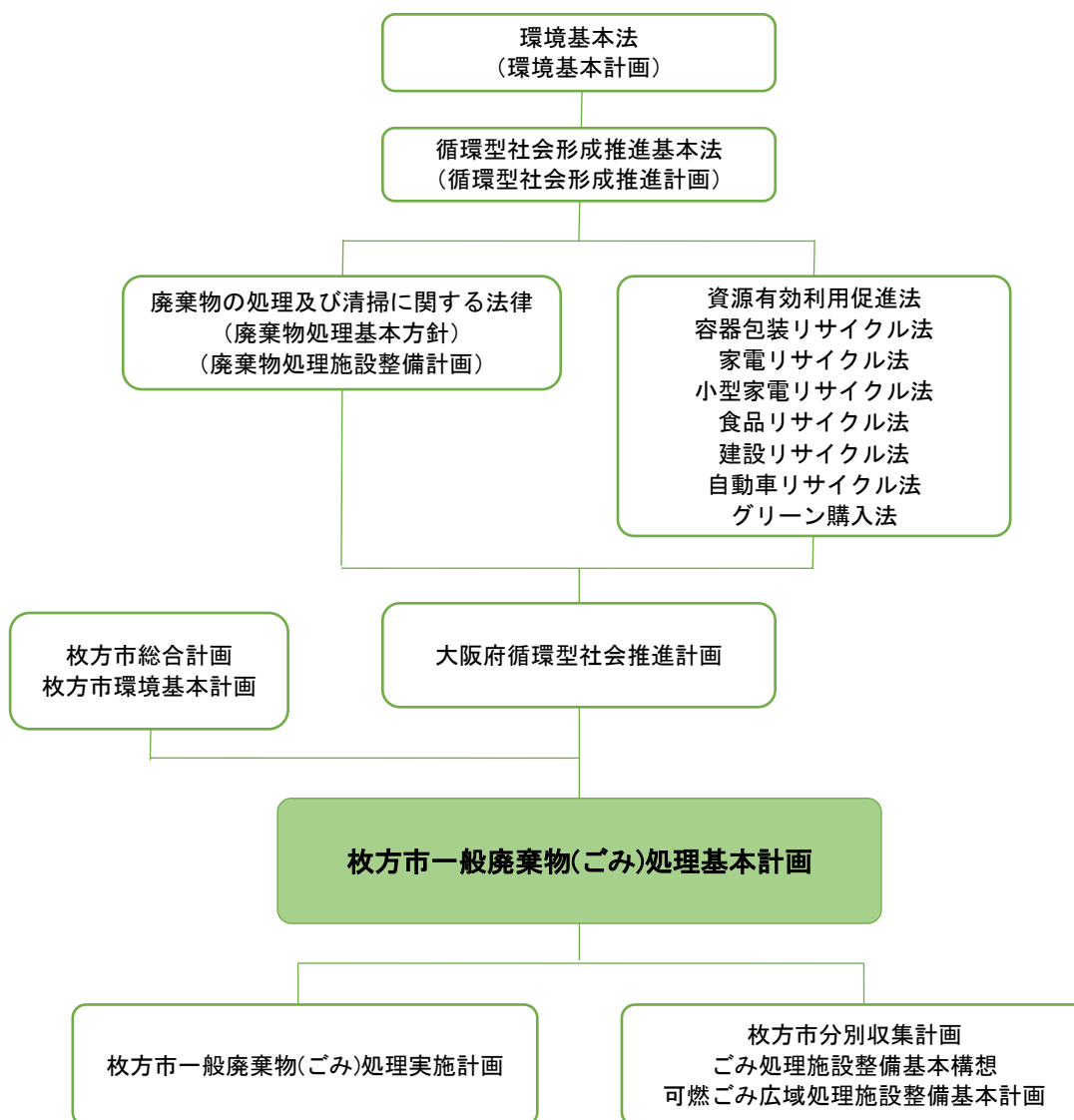



図1 計画の位置付け

第3節 計画の期間

本計画の計画期間は平成28年度から平成37年度までの10年間とします。なお、本計画は必要に応じて概ね5年で見直しを行うこととしますが、計画の前提となる諸条件に大きな変化があった場合は適宜見直しを行うものとします。

年度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
一般廃棄物（ごみ） 処理基本計画										
				※必要に応じて見直し						

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）】

（一般廃棄物処理計画）

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項



第2章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ処理の体制

第1項 ごみ処理システムの概要

家庭系ごみは、「一般ごみ」、「粗大ごみ」、「空き缶、びん・ガラス類」、「ペットボトル・プラスチック製容器包装」の区分で分別収集を行っており、市民持込ごみについては、穂谷川清掃工場のみ搬入可能となっています。また、事業系ごみは、一般廃棄物収集運搬許可業者により東部清掃工場に直接搬入しています。

収集または直接搬入されたごみは、図2に示すとおりの流れで、中間処理（焼却、破碎、選別など）を行い、最終的に資源化や最終処分場に埋め立て処分を行っています。

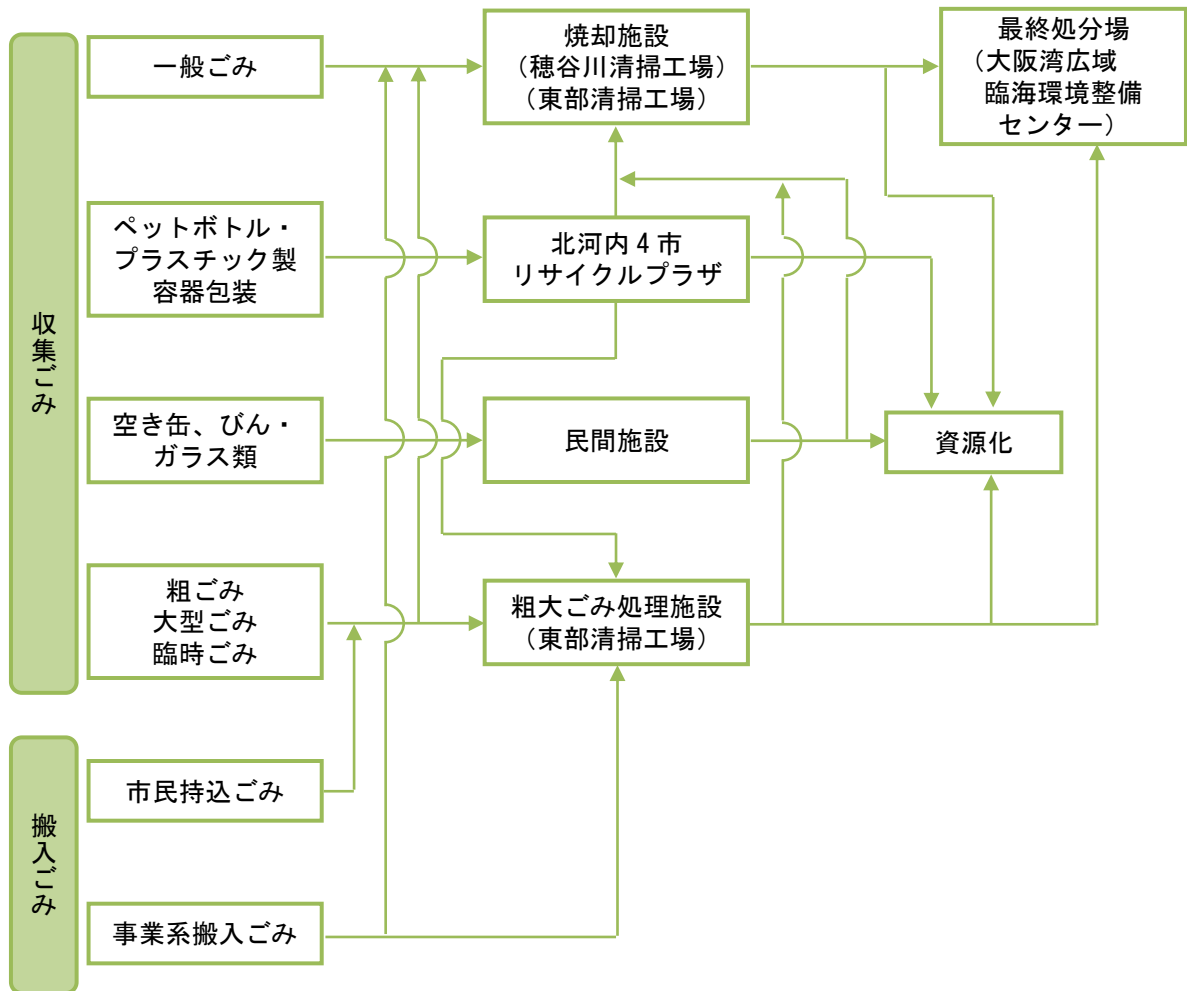


図2 ごみ処理システムの概要

第2項 収集運搬体制

本市における家庭系ごみの分別区分及び収集運搬体制は表1のとおりです。事業系ごみについては、排出事業者が一般廃棄物収集運搬許可業者に委託を行い、東部清掃工場に搬入しています。

表1 家庭系ごみの分別区分と収集運搬の状況

分別区分		収集方式	収集頻度	収集体制
一般ごみ		ステーション	週2回	直営・委託
空き缶、びん・ガラス類			月2回	委託
ペットボトル・プラスチック製 容器包装			週1回	直営・委託
粗大ごみなど	粗ごみ	戸別収集 (直接搬入)	月1回 (1世帯)	直営・委託
	大型ごみ			
	臨時ごみ		随時	直営
	動物の死体			直営・委託

第3項 処理体制

本市におけるごみの処理体制は表2のとおりです。

表2 ごみの処理体制

分別区分		処理施設	処理方法	
家庭系ごみ	一般ごみ	焼却施設 (穂谷川清掃工場、東部清掃工場)	焼却	
	空き缶、びん・ガラス類	民間施設 (委託)	選別	
	ペットボトル・プラスチック製 容器包装	北河内4市リサイクルプラザ	選別・圧縮梱包	
	粗大ごみなど	粗ごみ	粗大ごみ処理施設 (東部清掃工場)	破碎・選別
		大型ごみ		
臨時ごみ				
動物の死体	焼却施設 (穂谷川清掃工場)	焼却		
事業系ごみ	可燃ごみ	焼却施設 (東部清掃工場)	焼却	
	粗大ごみ	粗大ごみ処理施設 (東部清掃工場)	破碎・選別	

第2節 ごみ処理の実績

第1項 ごみ量の実績

(1) ごみの排出量

本市の過去5年間のごみの排出量の実績を図3に示します。平成26年度の家庭系ごみ量は75,418t、事業系ごみ量は33,465t、集団回収量は18,650tとなっており、合計量は、わずかですが年々減少しています。

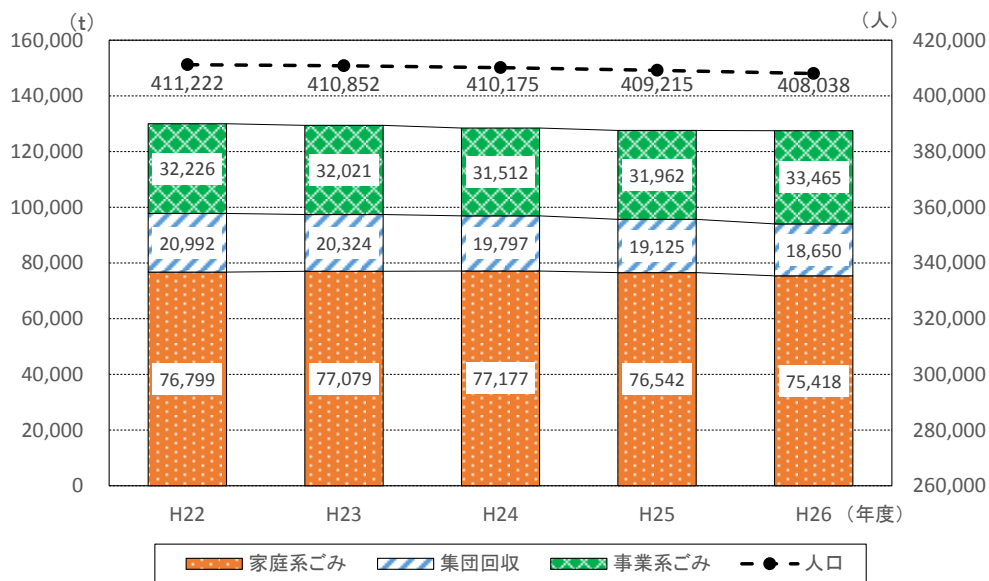


図3 種類別排出量及び人口の推移

(2) 資源化率

本市の過去5年間の資源化量（集団回収量を含む。）及び資源化率の推移を図4に示します。平成26年度の資源化量は27,901t、資源化率は21.9%となっており、平成25年度までは減少傾向にあります。

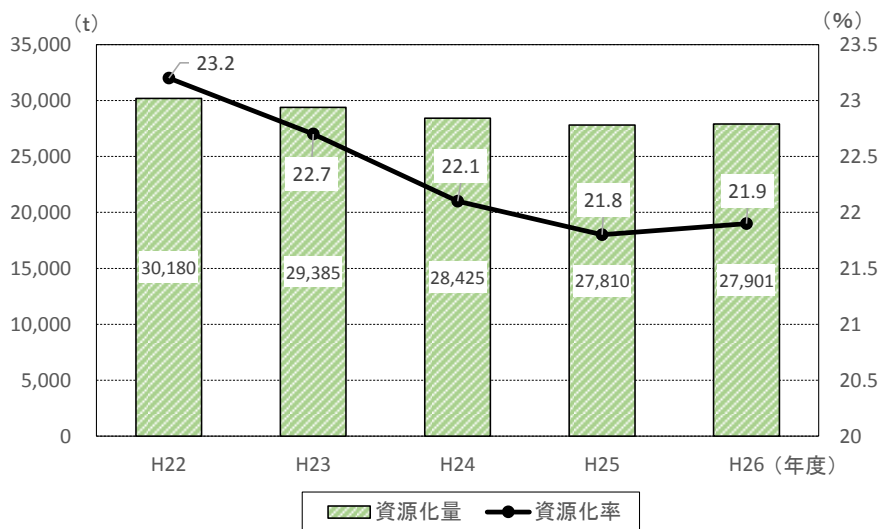


図4 資源化量と資源化率の推移

(3) ごみの焼却量

本市の過去5年間のごみの焼却量の推移を図5に示します。平成26年度のごみの焼却量は99,182tとなっています。

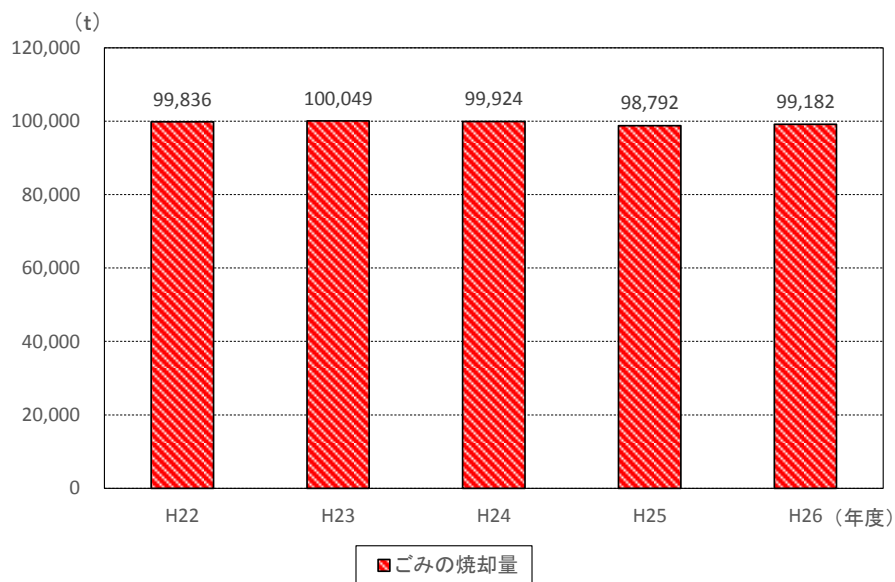


図5 ごみの焼却量の推移

(4) 最終処分量

本市の過去5年間の最終処分量の推移を図6に示します。平成26年度のごみの最終処分量は11,489tとなっています。

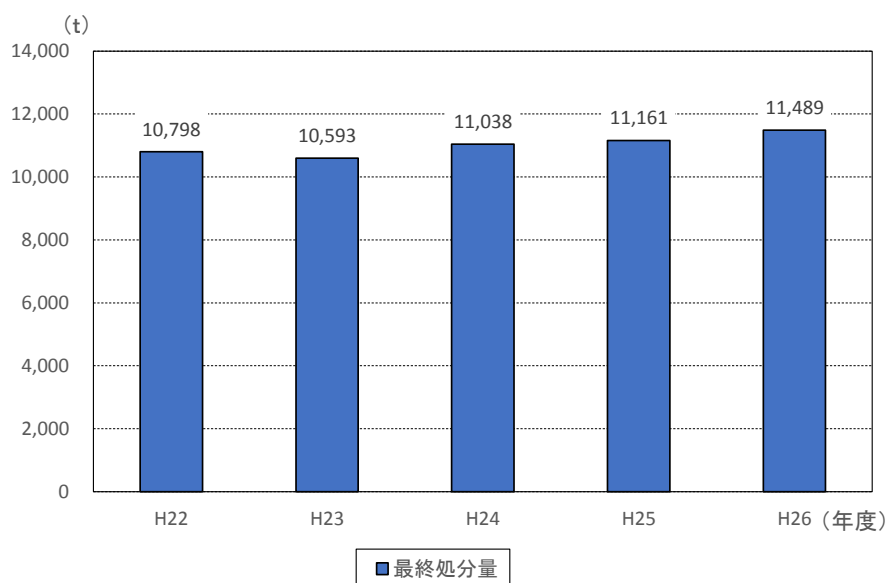
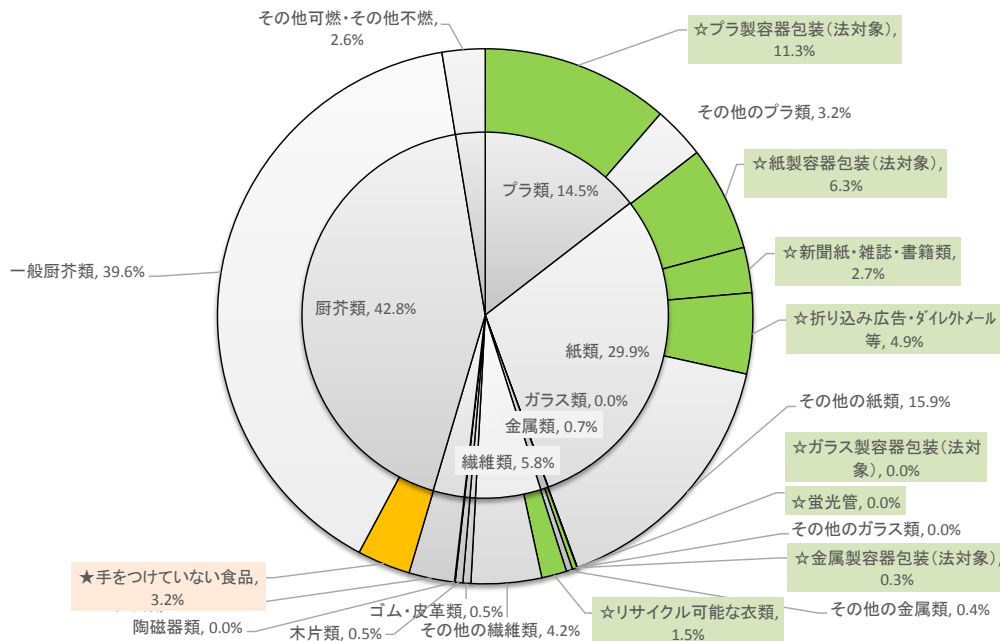


図6 最終処分量の推移

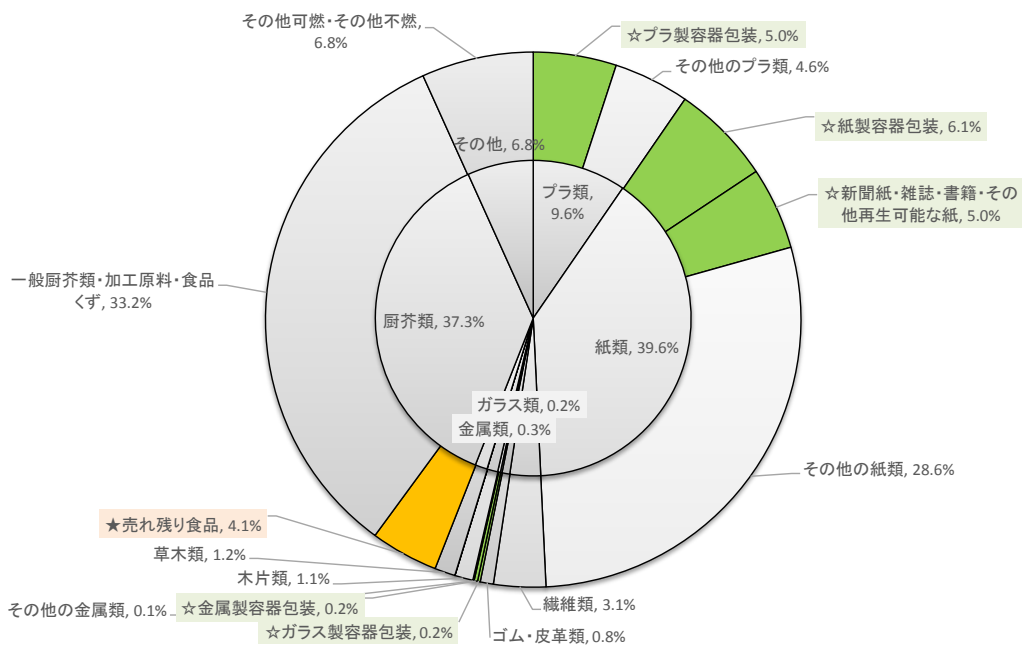
第2項 ごみの組成分析調査の結果

平成27年6月に、本市の家庭系ごみと事業系ごみを対象にごみの組成分析調査を実施しました。家庭系ごみと事業系ごみの中に、再生可能な紙など資源として再利用可能なもの(☆印)が含まれています。また、手を付けていない食品や売れ残り食品など発生抑制可能なもの(★印)も含まれています。



出典) 枚方市ごみ組成分析調査報告書(平成28年3月)

図7 家庭系ごみ(一般ごみ)の組成分析調査の結果(重量比)



出典) 枚方市ごみ組成分析調査報告書(平成28年3月)

図8 事業系ごみ(可燃ごみ)の組成分析調査の結果(重量比)

第3項 ごみ処理経費

(1) 一般会計決算

本市の平成26年度一般会計決算は表3及び図9のとおりです。衛生費は歳出全体の9.0%にあたる11,155,611千円、うち塵芥処理費は5,170,647千円となっています。

表3 平成26年度一般会計決算

【歳入】 (単位：千円)		【歳出】 (単位：千円)	
科目	決算額	科目	決算額
市税	54,538,132	総務費	10,898,361
国府支出金	30,092,131	民生費	54,747,440
諸収入	1,177,424	衛生費	11,155,611
市債	10,528,522	保健衛生費	5,564,634
その他	28,959,367	清掃費	5,590,977
合計	125,295,576	塵芥処理費	5,170,647
		し尿処理費	420,330
		土木費	12,669,754
		教育費	9,271,346
		公債費	10,848,523
		その他	13,696,691
		合計	123,287,726

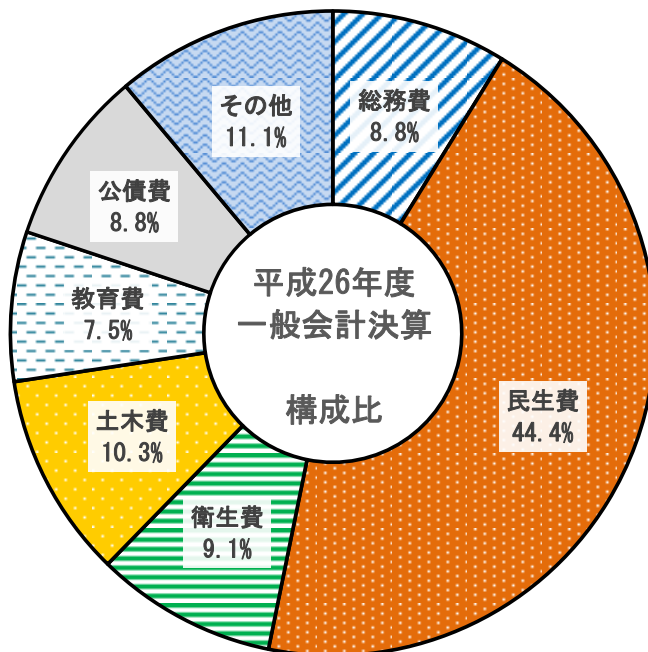


図9 平成26年度一般会計決算の構成比

(2) ごみ処理経費の内訳

ごみ処理経費の内訳は表4及び図10のとおりであり、収集運搬費は減少傾向である一方、中間処理・最終処分費は増加傾向を示しています。中間処理・最終処分費及びその他については、処理体制の変更や施設の維持補修工事等に係る計画的な事業のほか、応急的な事業があるため、各年度の経費に変動が生じています。

表4 ごみ処理経費の内訳及び一般会計決算額に占める割合

(単位：円)

年度	収集運搬費	中間処理・最終処分費	その他	ごみ処理経費(合計)	一般会計決算額に占める割合
平成22年度	2,397,842,734	1,820,951,755	377,012,488	4,595,806,977	3.88%
平成23年度	2,297,269,213	1,879,546,820	564,889,293	4,741,705,326	4.09%
平成24年度	2,281,034,104	2,064,355,805	878,668,697	5,224,058,606	4.40%
平成25年度	2,252,058,274	2,402,845,774	325,877,394	4,980,781,442	4.16%
平成26年度	2,159,868,675	2,888,415,346	121,656,964	5,169,940,985	4.19%

※ごみ処理経費は、塵芥処理費から不法投棄対策関連事業経費を除いたもの。

※その他は、建設・改良費や啓発活動などに係る経費。

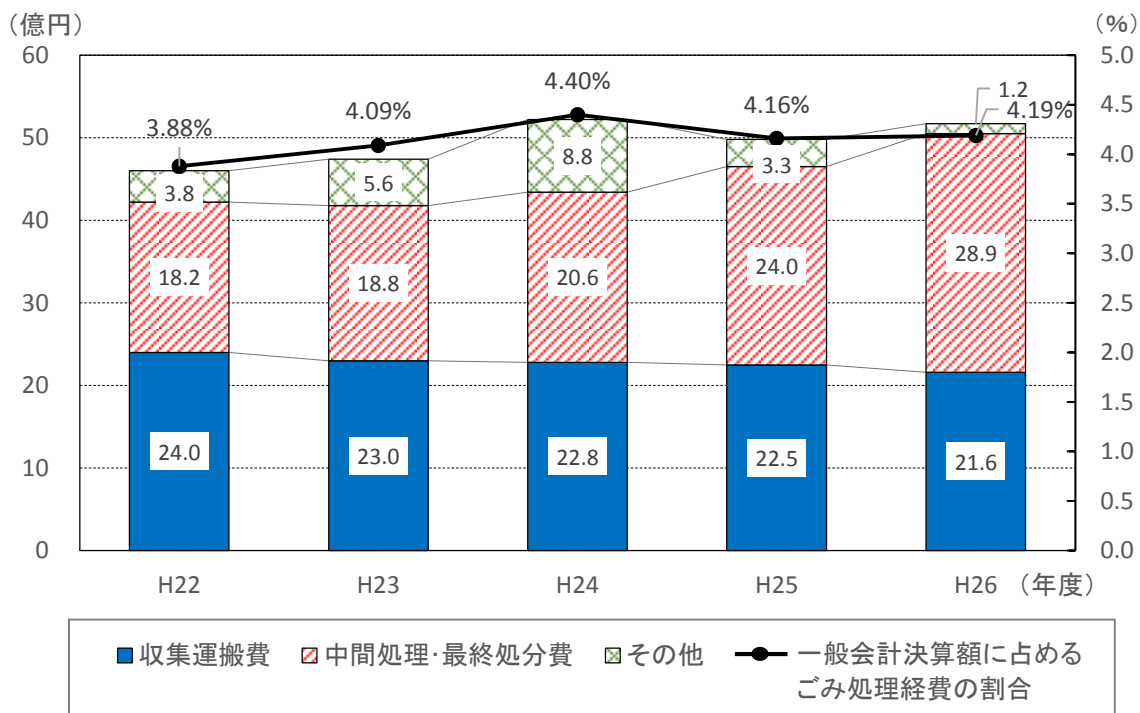


図10 部門別経費及び一般会計決算額に占める割合の推移

(3) ごみ1 t当たりの部門別経費

ごみ1 t当たりの部門別経費は図11のとおりです。収集運搬費はわずかに減少傾向である一方、中間処理・最終処分費は増加傾向を示しています。

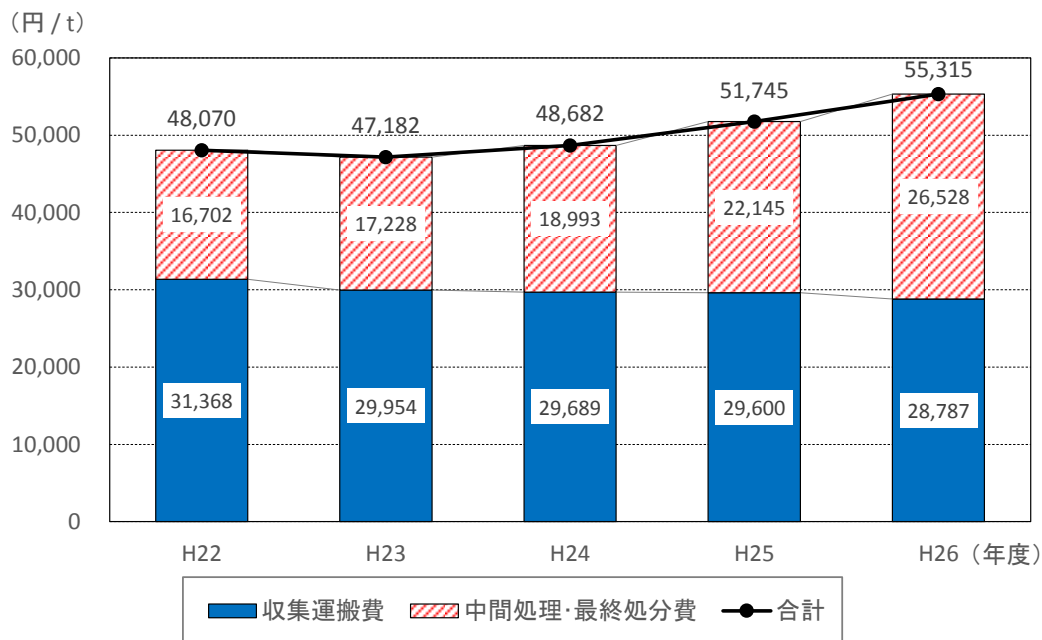


図11 ごみ1 t当たりの部門別経費の推移

(4) 1世帯1月当たりの部門別経費

1世帯1月当たりの部門別経費は図12のとおりです。収集運搬費はわずかに減少傾向である一方、中間処理・最終処分費は増加傾向を示しています。

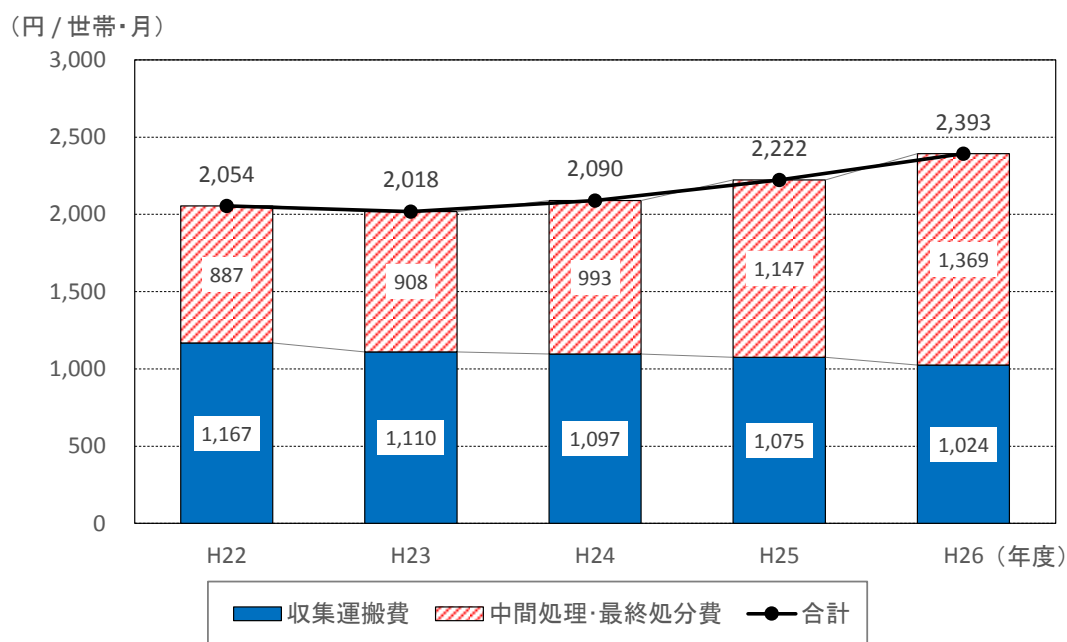


図12 1世帯1月当たりの部門別経費の推移

第3節 これまでの取り組みと課題

第1項 前計画の目標等

前計画では、平成30年度の資源化率を40%とすることを目標に掲げ、様々なごみの減量・リサイクルの取り組みを進めてきました。

平成26年度の資源化率は21.9%ですが、前計画における平成26年度の実績と計画量を比較すると、家庭系ごみの排出量は約4,900t下回っており、事業系ごみの排出量は約2,300t上回っています。

表5 前計画の計画量の進捗状況

項目	平成26年度		
	(実績)	(計画量)	(実績) - (計画量)
家庭系ごみの排出量	94,067t	98,982t	▲4,915t
事業系ごみの排出量	33,465t	31,177t	2,288t

【前計画の資源化率の目標設定】

前計画における資源化率の目標40%には、これまで生ごみ堆肥化を実施したことのある世帯が今後も継続的に実施すると仮定した資源化量1,300tや事業者による資源化量20,900tも含まれています。(算定式①)

しかし、これらの数値を定量的に把握することは困難であるため、平成26年度の資源化率はこれらを含まない数値21.9%となっています。(算定式②)

平成26年度の資源化率の算定方法(算定式②)は、数値の把握が可能で、他の自治体とも比較できる方法であるため、本計画においても同じ算定方法(算定式②)を用いて目標設定や進捗管理を行うこととしています。

<前計画の資源化率・・・算定式①>

$(\text{把握可能な資源化量} + \text{生ごみ堆肥化量}^* + \text{事業者による資源化量}^*) / (\text{ごみの排出量}) \times 100$

※生ごみ堆肥化量と事業者による資源化量は把握が困難な数値。

<本計画の資源化率・・・算定式②>

$(\text{把握可能な資源化量}) / (\text{ごみの排出量}) \times 100$

【前計画における実績と計画量の差の主な原因】

家庭系ごみの排出量には集団回収量が含まれています。前計画では集団回収の計画量を25,411tとしていましたが、新聞の購読量の減少などにより、平成26年度実績が18,650tとなり、計画量から6,761t下回っています。この集団回収の実績と計画量の差が主な原因と考えられます。集団回収を除いた家庭系ごみの計画量は73,571tとなりますが、実績は75,418tであり、計画量を上回っています。

事業系ごみについては、これまでも発生抑制やリサイクルなどの取り組みを進めてきましたが、景気の動向による影響を受けやすく、計画量を上回ったと考えられます。

第2項 ごみの減量・リサイクルの主な取り組み

(1) 家庭系ごみ対策

- 広報ひらかたや市ホームページなどを活用し、ごみの減量・リサイクルや分別に関する情報を発信するとともに、廃棄物減量等推進員などと連携してキャンペーンを実施するなど、普及・啓発活動を推進しました。平成25年4月に穂谷川清掃工場内に開設した「ひらかた夢工房」において、講習会や工房発表会等を開催するなど、市民ボランティアによる活動を通じた市民への情報発信を実施しました。
- 小学校・幼稚園・保育所（園）における出前授業や各清掃工場における工場見学を行うなど、環境教育・環境学習を推進しました。
- 市民等が自主的に行う再生資源集団回収に対する報償金の交付や市民グループと連携した生ごみ堆肥化講習会の開催などによるリサイクルを促進するとともに、平成26年7月から新たに小型家電リサイクルの取り組みを試行的に開始しました。
- 「枚方市スマートライフ推進基金」を平成24年3月に創設し、当該基金を活用した生ごみ水切りモニター事業を実施しました。
- 北河内7市（守口市・枚方市・寝屋川市・大東市・門真市・四條畷市・交野市）で共同の勉強会を開催するなど、一般ごみの有料化について検討を実施しました。
- 枚方市一般廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例を改正し、平成25年1月から本市が収集する資源ごみ等の持ち去り行為を禁止しました。

(2) 事業系ごみ対策

- 枚方市一般廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例を改正し、平成21年9月に多量排出事業者減量指導の対象事業所を月平均3tから2.5tへ拡大するとともに、廃棄物管理責任者研修会の開催や多量排出事業者への立入指導を実施しました。
- 「事業系一般廃棄物の減量及び適正処理の手引き」を作成するとともに、平成25年10月に事業系ごみ処理手数料を60円/10kgから90円/10kgに改定し、それに伴い作成した事業者向けパンフレットを市内事業者に配布しました。
- ごみの減量・リサイクルに積極的に取り組み、環境にやさしい店づくりを進めると宣言した販売店を「エコショップ」として登録し、自発的な取り組みを促すエコショップ制度を実施しました。
- ISO14001やエコアクション21の認証を取得した市内中小事業者に対して助成しました。
- 産業廃棄物や他市ごみの搬入を防止するなど、安全で安定した工場の稼働を図るため、工場に搬入されるごみの搬入検査を実施しました。

(3) ごみの収集処理

- 将来のごみ処理施設の整備に向けて、基本的な内容を示したごみ処理施設整備基本構想を平成26年12月に策定し、京田辺市と可燃ごみの広域処理に係る基本合意を行いました。
- 溶融スラグのストックヤードの運用を平成25年4月から開始し、溶融スラグを舗装の原材料に活用するとともに、溶融飛灰の処分方法を変更することにより、最終処分量と経費の削減に努めました。

- 穂谷川清掃工場第2プラントを平成24年9月に解体しました。
- 東部清掃工場粗大ごみ処理施設の整備を行い、平成25年4月から稼働しました。
- 北河内4市リサイクル施設組合や大阪湾広域臨海環境整備センターなどの広域連携を実施するとともに、近隣市とごみ処理に係る相互支援協定を締結しました。
- 穂谷川清掃工場第3プラントの老朽化対策工事を平成26年度から実施しました。(平成26年度から平成28年度の3か年の予定)

(4) 環境への配慮

- 穂谷川清掃工場及び東部清掃工場において、ごみの焼却に伴う余熱を利用した発電を実施し、温室効果ガスの発生抑制とコストの削減に努めました。
- 公共場所の一定区間を継続的に清掃するボランティア団体との合意書に基づき、ごみ収集や清掃用具の提供、看板設置、事故保険加入などのサポートを実施しました。
- 不法投棄パトロールを実施するとともに不法投棄防止看板を要望に応じて配布しました。

第3項 現状における主な課題

(1) ごみ量・ごみ質

- ペットボトル・プラスチック製容器包装や再生資源集団回収などの資源物としての回収量が減少傾向となっていますが、ごみの組成分析調査の結果、依然として家庭系ごみ中にプラスチック製容器包装や紙製容器包装などが比較的多く含まれていることから、新たな手法の検討も含め、資源化率の向上に向けた取り組みを強化・充実していく必要があります。
- ごみの組成分析調査の結果、家庭系ごみと事業系ごみを問わず、生ごみ(厨芥類)が最も多く占めており、発生抑制の観点から、市民・事業者・行政の連携を強化し、食品ロスの削減に向けた取り組みなどをさらに進めていく必要があります。

(2) 家庭系ごみ対策

- ごみの発生抑制を最優先に市民が日頃から取り組むことができる具体的なメニューを情報提供するなど、継続的に啓発活動を行うとともに、新たな手法の検討も進めていく必要があります。
- 小学校・幼稚園・保育所(園)における環境教育を中学校等にも拡大するなど、より幅広い世代に対する環境教育・環境学習を進めていく必要があります。
- 今後高齢者等が増えていくことから、新たなサポート収集事業を検討していく必要があります。
- 一般ごみの有料化について、必要性や問題点など具体的に検討を進めていく必要があります。
- 小型家電リサイクルの取り組みの試行や検証を行い、本格実施に向けた体制等を構築する必要があります。

(3) 事業系ごみ対策

- 事業者がごみの減量・リサイクルの取り組みを主体的に取り組めるよう、具体的な情報を提供するとともに、事業者と連携して啓発活動等を進めていく必要があります。
- 大規模事業所以外の事業所におけるごみの減量・リサイクルの取り組みを促進していく必要があります。
- 事業系ごみ処理手数料については、ごみ処理原価に一致したものとなるように引き続き手数料の見直しを検討していく必要があります。
- エコショップ制度の取り組みを検証し、事業者による新たな取り組みを促進する手法を検討していく必要があります。

(4) ごみの収集処理

- 新たなごみ処理施設の整備に向けて京田辺市との可燃ごみの広域処理を進めていく必要があります。
- 災害時等において発生する廃棄物に対する対応を具体的に検討していく必要があります。
- 穂谷川清掃工場第3プラントの老朽化対策工事を実施し、新たなごみ処理施設が整備されるまで、安定的な稼働を図っていく必要があります。
- ごみ処理経費の削減を図るため、効率的なごみの収集体制や施設の維持管理を行っていく必要があります。
- 本市域内に最終処分場を確保することは困難であることから、最終処分場の安定的な確保に向けた取り組みを進めていく必要があります。

(5) 環境への配慮

- 焼却余熱による発電を行うなど、エネルギーの有効利用を推進し、地球温暖化対策を推進していく必要があります。
- アダプト活動の周知・啓発を積極的に行い、若い世代を中心とした新たな団体等を拡大していく必要があります。

第3章 ごみ量の将来推計と計画目標

第1節 ごみ量の将来推計

第1項 人口・ごみ量の将来推計の方法

人口については「枚方市 人口推計調査報告書（平成26年1月）」に基づく人口推計結果を用いました。

ごみ量の将来推計は「ごみ処理基本計画策定指針（平成25年6月改定、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）」に基づき、トレンド法により行いました。

第2項 人口・ごみ量の将来推計の結果

人口及びごみ量の将来推計の結果は図13のとおりです。

今後も、本市の人口は減少すると見込まれることから、ごみ量も同様に減少していくものと考えられます。

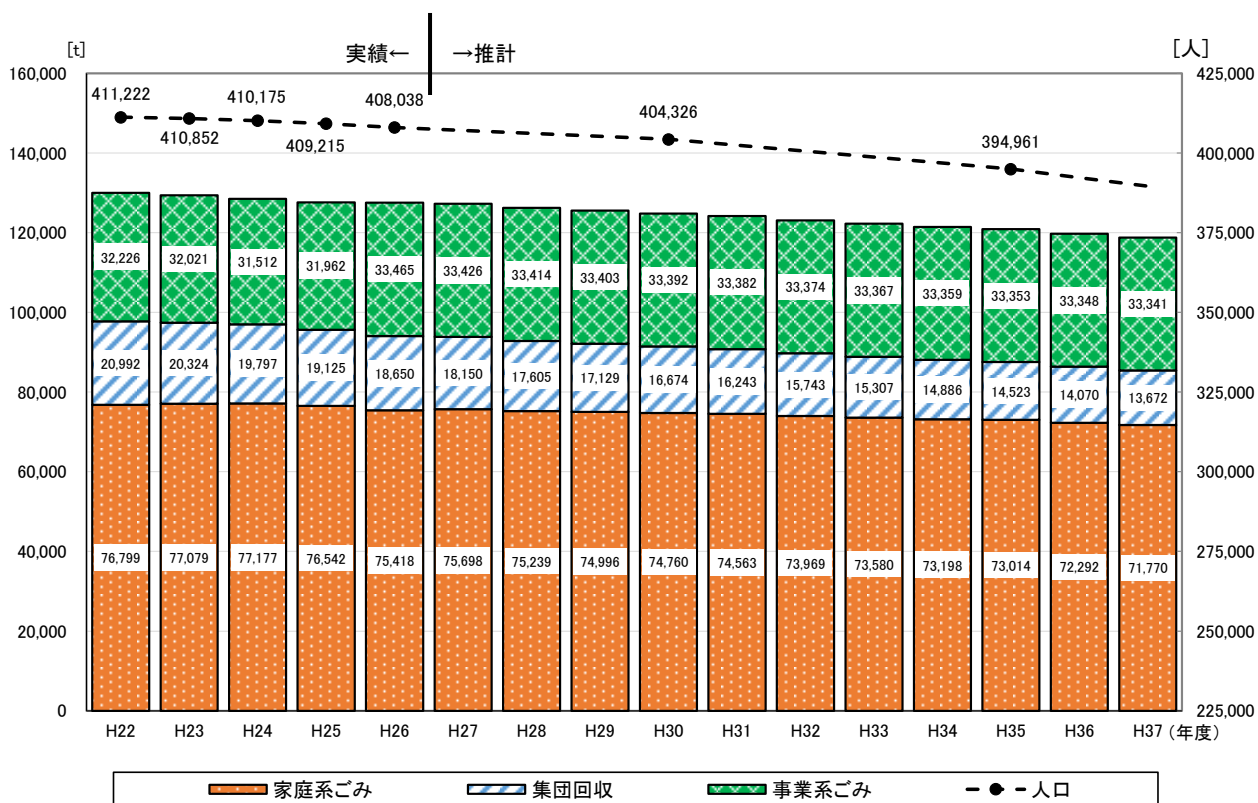


図13 ごみ量の将来推計結果

第2節 計画の目標

本計画の目標値を表6のとおり、「ごみの排出量」、「ごみの資源化率」、「最終処分量」、「温室効果ガスの排出量」、「ごみの焼却量」について設定します。

表6 本計画の目標

項目	H26年度 (基準年度)	H32年度 (中間目標年度)		H37年度 (最終目標年度)	
ごみの排出量	127,532 t	121,597 t	【▲4.7%】	116,652 t	【▲8.5%】
ごみの資源化率	21.9%	22.7%	—	23.4%	—
最終処分量	11,489 t	10,866 t	【▲5.4%】	10,347 t	【▲9.9%】
温室効果ガスの 排出量	36,945 t-CO ₂	34,894 t-CO ₂	【▲5.6%】	33,185 t-CO ₂	【▲10.2%】
ごみの焼却量	99,182 t	93,543 t	【▲5.7%】	88,844 t	【▲10.4%】

※【 】はH26年度実績値からの増減率

【目標設定の考え方】

今後、本市の人口は減少すると見込まれることから、ごみ量も同様に減少していくことが考えられます。このことに加え、ごみの組成分析調査の結果、ペットボトル・プラスチック製容器包装や古紙など資源として再利用可能なものが分別されずに排出されており、また手付かず食品などの発生抑制可能なものが含まれていました。そのため、「缶・びん」、「ペットボトル・プラスチック製容器包装」、「古紙・古布」については資源ごみとしての適正排出を促進することにより、「手付かずの厨芥類」については発生抑制を促進することにより見込まれる将来のごみ量をそれぞれ算出し、計画の目標を設定しています。

第4章 基本理念・基本方向と目標達成に向けた施策等

第1節 基本理念

本計画の基本理念を次のとおりとします。

市民・事業者・行政のそれぞれが主体的に行動し、連携することにより、持続可能な社会へとつながる循環型社会の構築を目指します。

基本理念には、本計画を策定するにあたっての6つの基本的な考え方（視点）を含んでいます。

市民・事業者・行政が連携・協力しながら、ごみの発生抑制を最優先として、4Rの取り組みをさらに進める計画

4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）の取り組みを推進していくにあたって、市民・事業者・行政の各主体が環境に配慮したライフスタイル・ビジネススタイルを実践するとともに、それぞれが連携・協力することにより、取り組みの輪をさらに拡大していく必要があります。

また、循環型社会形成推進基本法（平成12年6月2日法律第110号）では、循環型社会形成に向けた取り組みの優先順位を、①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分の順番とした基本原則を示しています。本計画策定にあたっては、発生抑制を最優先とし、市民・事業者・行政が連携・協力することにより、4Rの取り組みをさらに進める計画とします。

将来的にごみの焼却量を平成9年度に比べて半減することを目指すための計画

本市では、平成11年に市民・事業者・行政の共通目標として「焼却ごみ半減」^注を掲げて様々な4Rの取り組みを実施してきました。この「焼却ごみ半減」は、ごみ処理問題を一部の地域や市民の問題としてではなく、全市民が地球規模での環境問題としてとらえ、一人ひとりがごみを減らす行動を実践していくという理念を示したものです。

平成26年度のごみの焼却量は99,182tとまだ半減には至っていない状況であり、今後も「焼却ごみ半減」を将来的に目指していくための計画とします。

注）本市では、平成11年に平成9年度のごみの焼却量143千トンを基準にして平成20年度に約72千トンへの削減をめざす「焼却ごみ半減」を市民・事業者・行政の共通目標として掲げました。

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができるだけ低減される循環型社会の構築を目指す計画

循環型社会形成推進基本法では、循環型社会を「製品等が廃棄物等になることが抑制され、製品等が循環資源となった場合には循環的な利用が促進され、利用が困難な場合には適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」と定義しています。本計画策定にあたっては、発生抑制を最優先とし、天然資源の消費を抑制するとともに、環境への負荷をできるだけ低減される循環型社会の構築を目指した計画とします。

持続可能な社会の実現に向けて、循環型社会の構築だけでなく、低炭素社会や自然共生社会の構築にも資する計画

平成24年4月に閣議決定された国の第4次環境基本計画では、「安全」を前提として「低炭素」・「循環」・「自然共生」が統合的に達成された社会である「持続可能な社会」の実現を目指すこととしています。

この考えに基づき、循環型社会の構築だけでなく、低炭素社会及び自然共生社会の構築にも貢献することにより、持続可能な社会の実現を目指す計画とします。

安全で安定的なごみの収集・処理体制を将来にわたって引き続き確保する計画

本市では、穂谷川清掃工場と東部清掃工場の2つのごみ焼却施設において一般ごみの処理を、また、北河内4市リサイクル施設組合においてペットボトル・プラスチック製容器包装の処理を行っています。今後も引き続きコスト削減及びストックマネジメントの考え方に基づく施設の維持管理が求められます。

これらの考え方を踏まえ、安全で安定的なごみの収集・処理体制を将来にわたって継続的に確保する計画とします。

超高齢社会におけるごみの収集・処理や予想される大規模地震・水害などの自然災害により発生する災害廃棄物への対応の方向性を示した計画

平成26年版高齢社会白書(内閣府)によると、我が国の65歳以上の高齢者人口は、昭和25(1950)年には総人口の5%に満たない水準でしたが、昭和45(1970)年に7%を超え(「高齢化社会」)、さらに、平成6(1994)年にはその倍化水準である14%を超えています(「高齢社会」)。高齢化率はその後も上昇を続け、平成25年現在では21%を超え(「超高齢社会」)、25.1%に達しています。

本市においても平成27年10月1日現在、65歳以上の高齢者人口は25.6%となっており、ごみの収集・処理においても高齢者等への対応がますます求められるようになって考えられます。

また、近年大規模地震や異常気象による水害などの自然災害が多発しており、これらに伴い発生する災害廃棄物への対応も重要な課題となっています。

本計画は、このような状況に対応するための方向性を示した計画とします。

【4Rとは】

4Rは、

- ・リフューズ(不要なものを「断る」)
- ・リデュース(ごみになるものを「減らす」)
- ・リユース(使えるものを「繰り返し使う」)
- ・リサイクル(ごみを「資源化する」)

の4つの頭文字を取ったものです。全国的には3R(リデュース・リユース・リサイクル)が推進されていますが、本市では、これにリフューズを加えて4Rとし、特に発生抑制に繋がるリフューズ・リデュース・リユースを優先しています。



第2節 基本方向

基本理念に基づき、本計画における基本方向を次の4つとします。

基本方向1

家庭系ごみの4Rの推進

家庭系ごみを削減するためには、市民一人ひとりの環境意識の高揚を図るとともに、市民・事業者・行政が連携・協力しながら、可能な限りごみを発生させない取り組み（リフューズ・リデュース・リユース）を最優先に行い、その上でごみの分別の徹底を図りながらリサイクルに組み込み、焼却や埋立を行うごみを最小化する必要があります。

あらゆる機会を活用し、4Rに関する情報発信の充実を図るとともに、4Rのための環境教育・環境学習をさらに拡充するなど、必要とされる情報の提供とその情報の市民への浸透を計画的に進めます。また、超高齢社会や市民ニーズ等を踏まえて収集体制の充実に努めます。一般ごみの有料化については、さらなる4Rの推進や適正な費用負担等を踏まえて検討を進めます。

基本方向2

事業系ごみの4Rの推進

事業活動に伴って発生する事業系ごみは、事業者自らの責任において適正に処理することが求められています。そのため、事業者が4Rの取り組みを自らの責任と捉え、認識を高めることで主体的に行動ができるように、必要とされる具体的な情報の提供や啓発活動等を計画的に充実・強化するとともに、新たな支援策等を検討する必要があります。また、消費者である市民にも4Rに対する理解や協力を求めるなど、市民・事業者・行政が連携して取り組みを進める必要があります。

事業者に対する4Rに関する情報発信の機会や手法の充実を図るとともに、事業者の行動を促進する新たな取り組みの検討を進めます。また、事業系ごみ処理手数料については、ごみ処理原価に一致したものとなるように、手数料の見直しを検討します。

基本方向3

安全で安定的なごみの収集・処理体制の構築

安全で安定したごみの収集・処理を行うためには、コスト削減を実現しつつ、ストックマネジメントの考え方に基づく維持管理等を行うとともに、災害時においても対応できる体制を整える必要があります。

京田辺市と可燃ごみ広域処理施設の整備を進めるとともに、引き続きペットボトル・プラスチック製容器包装を枚方市・寝屋川市・四條畷市・交野市で構成する北河内4市リサイクル施設組合で処理を行うなど、広域化を推進し、効率的かつ安定的な施設の稼働を進めます。また、東部清掃工場の長寿命化を図るとともに、災害時に備えたごみ処理体制の検討や災害廃棄物処理計画の策定を行います。穂谷川清掃工場の敷地の有効活用の検討も進め、効率的なごみの収集・処理体制をさらに進めます。

基本方向4

環境に配慮したまちづくり

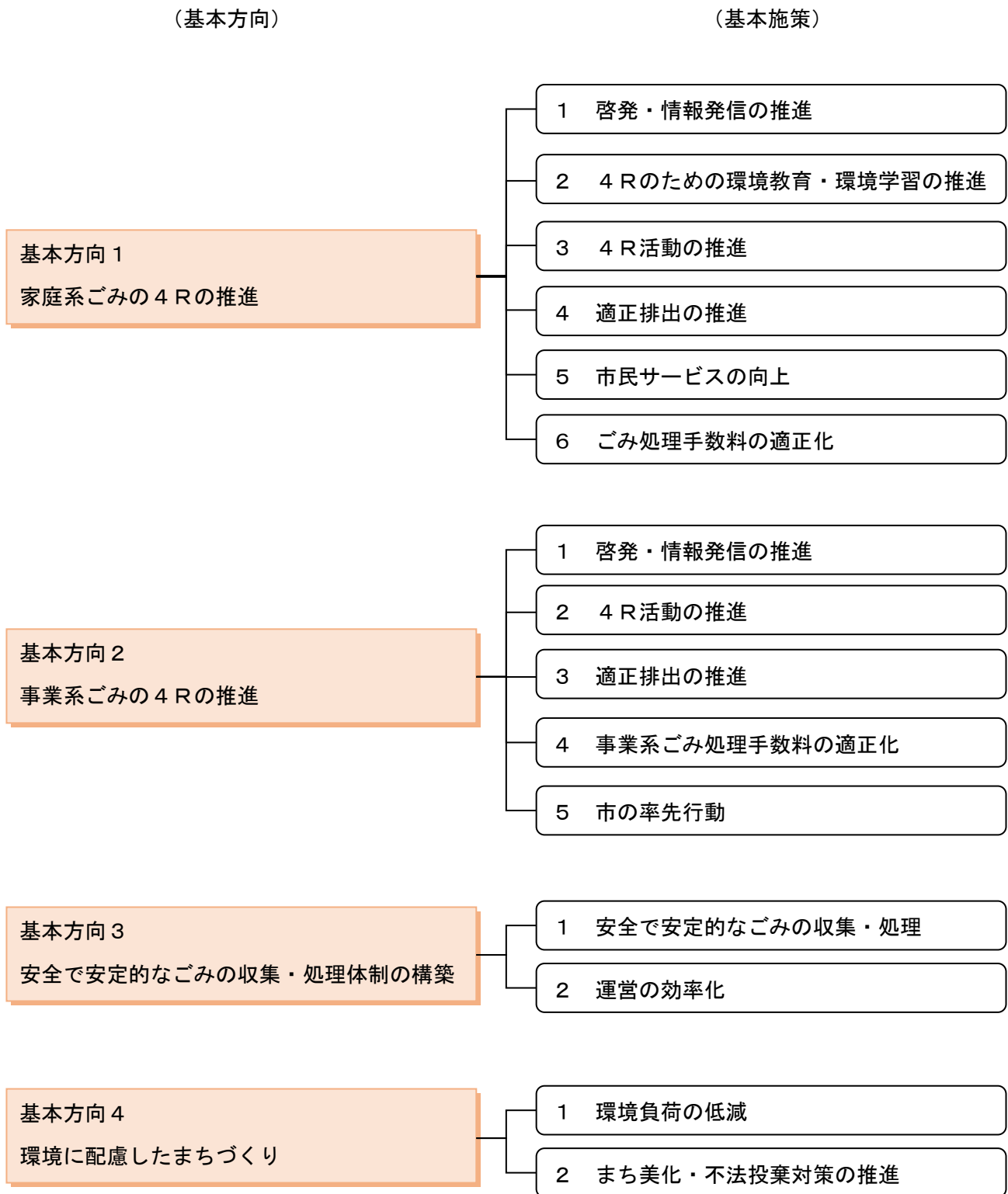
ごみの処理は、身近な生活環境の問題だけではなく、自然環境や地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題にも大きな影響を与えており、低炭素社会の実現に貢献するとともに、あらゆる主体と連携した美しいまちづくりを推進していくなど、環境に配慮した取り組みを進めていく必要があります。

温室効果ガスの排出抑制に向けて、焼却余熱による発電を行うなど、エネルギーの有効活用を進めます。また、アダプトプログラムや不法投棄対策を充実させ、市民・事業者と連携し、美しいまちづくりのための取り組みを推進します。

第3節 具体的な施策

第1項 施策の体系

第2節において示した基本方向に基づき、本市の施策を体系的に整理すると以下のとおりです。



第2項 目標達成のための施策

基本方向1 家庭系ごみの4Rの推進

1 啓発・情報発信の推進

(1) 市民・事業者等と連携した4Rの啓発

廃棄物減量等推進員や市民団体、事業者、近隣市などと連携し、啓発キャンペーンやイベントなどを実施します。また、「ひらかた夢工房」において、市民ボランティアによる講習会や教室等のイベントを開催し、その活動を通じて、4Rに関する情報を広く市民に発信します。

(2) 多様な方法による情報発信

広報ひらかたや市ホームページ、FMひらかた、メールマガジンなど、様々な情報伝達媒体を活用し、4Rやごみ処理に関する情報を適切なタイミング・手法で積極的に発信するとともに、幅広い世代の市民にわかりやすい情報が提供できるように新たな情報発信の方法を検討します。それらにより、市民一人ひとりの実際の行動につながるような情報発信を計画的に行います。

<主な取り組み>

- 市民・事業者等と連携した4Rの啓発活動の推進
- ごみ減量フェアやごみ減量講演会の開催
- 広報ひらかたや市ホームページなどを活用した情報発信
- 新たな情報発信の方法の検討【新規】



2 4 Rのための環境教育・環境学習の推進

(1) 小学校等における4 R教育の推進 《重点》

中学校・小学校・幼稚園・保育所（園）における4 R教育を実施するとともに、より幅広い世代に対する4 R教育を進めるため、関係機関の協力を得ながら、高等学校・大学における4 R教育の実施も検討していきます。また、環境副読本「わたしたちの暮らしと環境」を市内の小学4年生に配付するとともに、清掃工場への見学の受け入れやごみの収集体験を行うなど、ごみへの関心を高め、4 Rに関する意識啓発を行います。

(2) 地域等における4 R学習の推進 《重点》

市職員が地域等に出向いてごみの話をする「出前講座」を行うとともに、市民による清掃工場への見学内容の充実を図り、4 Rへの理解と協力を得られるよう、4 R学習の取り組みを進めます。

<主な取り組み>

- 小学校等における4 R教育の充実
- 環境副読本「わたしたちの暮らしと環境」の作成
- 清掃工場への見学の受け入れ
- 出前講座の実施



3 4 R活動の推進

(1) 生ごみの4 Rの推進 《重点》

ごみの組成分析調査の結果、家庭系ごみ中に生ごみが約43%含まれており、手をつけていない食品も含まれていたことから、生ごみの発生抑制の取り組みを促進するために、食品ロスの削減に向けた啓発等を充実させ、食を通して環境問題への関心と理解が深まるよう、環境に配慮した食育を計画的に推進します。また、市民グループと連携して生ごみの堆肥化の普及を進めていくとともに、生ごみの水切りの促進や新たな取り組みを検討します。

(2) リデュース・リユースの推進

従来から実施しているマイバックの利用の促進を図るとともに、マイボトル持参の拡大に向けて、キャンペーンの実施や事業者との連携による給水可能な施設の拡充を検討するなど、リサイクルよりも優先すべきリデュースの取り組みを進めます。また、市内のリサイクルショップ等に関する情報を発信するとともに、不用品交換情報ネットワーク（「あげます・ください」）のさらなる活用を目指すなど、リサイクルよりも優先すべきリユースの取り組みについても検討を進めます。

(3) 古紙・古布のリサイクルの推進 《重点》

古紙・古布については、自治会・子ども会などによる再生資源集団回収を基本にリサイクルの取り組みを促進します。ごみの組成分析調査の結果、一般ごみ中にリサイクル可能と思われる古紙・古布が約15%含まれていたことから、新たな回収方法の検討を進め、4 Rを計画的に推進します。

(4) 再生資源集団回収の推進

再生資源集団回収報償金交付制度により、自治会・子ども会などによる古紙・古布やアルミ缶などのリサイクルを促進します。

(5) その他のリサイクルの推進

デジタルカメラや携帯電話などの使用済小型家電の回収・リサイクルを本格的に実施するとともに、剪定枝をチップ化するなど、ごみの減量・リサイクルを推進します。

(6) ごみ減量モデル地区事業の検討

4 Rの取り組みをさらに推進するため、ごみ減量モデル地区を設定し、効果検証を行う仕組みの検討を進めます。

<主な取り組み>

- 生ごみの4 Rの推進
- リサイクルショップに関する情報提供
- 古紙・古布の新たな回収方法の検討【新規】
- 再生資源集団回収報償金交付制度の推進
- 使用済小型家電の回収・リサイクルの本格実施
- ごみ減量モデル地区事業の検討【新規】

4 適正排出の推進

(1) 分別排出ルール徹底 《重点》

広報ひらかたや市ホームページなどにおいて分別排出の方法を周知するとともに、分別状況が悪い場合は、直接排出者に対して啓発・指導を行い、分別排出ルールの徹底を図ります。また、外国語のリーフレットやよりわかりやすい粗大ごみマニュアルを作成し、分別排出を促進します。ペットボトル・プラスチック製容器包装については、ごみの組成分析調査の結果、一般ごみ中にリサイクル可能と思われるものが約1割含まれていたことから、分別排出ルールに関する啓発を計画的に充実・強化します。

(2) 適正排出に向けた事業者等との連携

単身者や学生向けの共同住宅など、管理会社や管理人などと連携を図りながら、分別排出の徹底を進めます。また、大規模集合住宅等建設時には、資源物を保管できる集積場の設置を引き続き指導します。

(3) 適正処理困難物や危険物等の適正排出の促進

適正処理困難物や危険物等の品目について整理を行い、処分先の案内や処分方法などの情報を提供し、市民が適切に処分することができるように、検討を進めます。また、蛍光管や水銀体温計などは水銀が含まれていることから、国の動向等も踏まえ、回収方法の検討を進めます。

<主な取り組み>

- 広報ひらかたや市ホームページなどを活用した分別排出の周知
- 分別排出ルールのよりわかりやすい情報発信
- 事業者等と連携した分別排出の周知
- 適正処理困難物や危険物等の適正処理の推進
- 蛍光管や水銀体温計等の回収方法の検討【新規】



5 市民サービスの向上

(1) ごみ収集支援の拡充 《重点》

ふれあいサポート収集に加え、新たに屋内から粗大ごみなどの持ち出しを行うサポート収集を検討するなど、ごみ収集支援を拡充します。

(2) 超高齢社会等への対応 《重点》

今後、さらに一人暮らしの高齢者等が増えることが見込まれることから、市民ニーズを踏まえながら、ごみ出しに関する新たなサポートや支援の検討を行います。

＜主な取り組み＞

- 大型ごみ持ち出しサポート収集の実施
- 新たなごみ出しサポートの検討【新規】

6 ごみ処理手数料の適正化

(1) 一般ごみの有料化の検討

4Rの推進やごみ処理経費の負担の公平性の観点などから、一般ごみの有料化について、検討を進めます。

(2) ごみ処理手数料の見直しの検討

ごみ処理手数料について、適正処理困難物や危険物などへの対応内容を踏まえ、適正化の検討を行います。

＜主な取り組み＞

- 一般ごみの有料化の検討
- ごみ処理手数料の適正化の検討

基本方向2 事業系ごみの4Rの推進

1 啓発・情報発信の推進

(1) 事業者等と連携した4Rの啓発

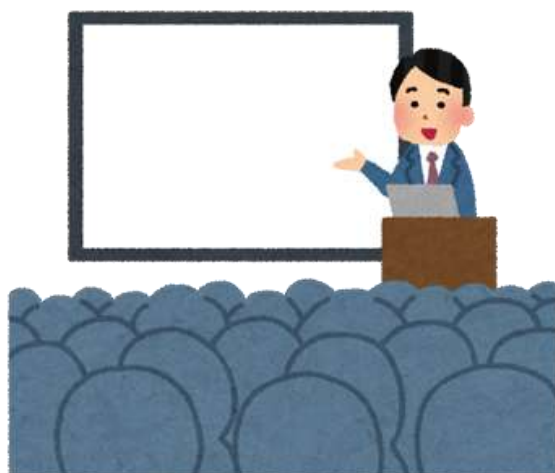
北大阪商工会議所や一般廃棄物収集運搬許可業者などと連携し、4Rに関するセミナーを開催するなど、事業者等と連携した4Rのための啓発活動を充実させ、計画的に実施します。

(2) 情報発信の充実

パンフレットの作成・配布や「事業系一般廃棄物の減量及び適正処理の手引き」の充実を図るとともに、市ホームページにおける情報の提供を進めます。

<主な取り組み>

- 事業者等と連携した4Rのためのセミナー等の開催
- 事業系一般廃棄物の減量及び適正処理の手引きの充実
- 市ホームページの充実



2 4 R活動の推進

(1) 生ごみの4 Rの推進 《重点》

ごみの組成分析調査の結果、事業系ごみ中に生ごみが約37%含まれており、売れ残り食品も含まれていたことから、食品製造業や飲食店、小売店などから排出される生ごみについて、食品ロスの削減に向けた啓発等を充実・強化するとともに、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」に基づく取り組みを周知していきます。

(2) 紙類のリサイクルの推進 《重点》

ごみの組成分析調査の結果、事業系ごみ中にリサイクル可能と思われる紙類が約11%含まれていたことから、資源化物として処分してもらえる資源化事業者の紹介や搬入拠点の整備を行うなど、事業活動に伴い排出される紙類のリサイクルを計画的に進めます。

(3) 多量排出事業者への減量指導

「枚方市一般廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例」に基づく多量排出事業者に対して、一般廃棄物減量等計画書の提出や廃棄物管理責任者の選任を求めるとともに、研修会等の開催や立入指導を定期的実施します。

(4) 4 Rの取り組みへの支援

ISO14001やエコアクション21などの認証取得を支援するため、認証取得に要した経費の一部を助成し、環境管理システムの導入を促進します。また、事業者が新たに設置する資源化保管施設などに対して、新たな支援策を検討します。

(5) 環境に配慮した店舗等の促進

環境にやさしい店づくりを進めると宣言した販売店等をエコショップとして登録する制度を見直し、事業者による新たな取り組みを促進する手法を検討します。

<主な取り組み>

- 生ごみの4 Rの推進
- 古紙のリサイクルの促進
- 多量排出事業者への減量指導
- 4 Rの取り組みへの支援
- 環境に配慮した店舗等の促進

3 適正排出の推進

(1) 分別排出ルール of 徹底

ごみの組成分析調査の結果、事業系ごみ中に一般廃棄物として排出できないプラスチック類が約1割含まれていたことから、分別排出ルールの啓発を計画的に充実・強化します。また、ごみの搬入検査を実施し、産業廃棄物や有害・危険物等の搬入禁止の周知の徹底を図ります。

事業系ごみを家庭系ごみとして排出している事業者に対しても、適正排出の指導を行います。

(2) 適正排出に向けた事業者等との連携

一般廃棄物収集運搬許可業者と連携を図りながら、排出事業者への啓発・指導を行い、分別排出の徹底を進めます。

<主な取り組み>

- プラスチック類の分別排出ルールの徹底
- 搬入検査の実施
- 一般廃棄物収集運搬許可業者と連携した分別排出の徹底

4 事業系ごみ処理手数料の適正化

(1) 事業系ごみ処理手数料の適正化

事業系ごみ処理手数料については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による排出者責任の考え方にに基づき、ごみ処理原価に一致したものとなるように、手数料の見直しを検討します。

<主な取り組み>

- 事業系ごみ処理手数料の見直しの検討



5 市の率先行動

(1) 枚方市環境マネジメントシステムに基づく取り組みの推進

「枚方市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」や「枚方市エコオフィスに関する取り組み指針」などに基づき、市の事業活動における4Rの取り組みを率先して推進します。

(2) リサイクルの推進

剪定枝等のチップ化や古紙のリサイクル、学校給食の調理過程で出る生ごみの堆肥化などの取り組みを率先して進めます。

(3) グリーン購入の推進

「枚方市環境に配慮した物品の購入（グリーン購入）推進指針」に基づき、環境負荷の低減を目指しているなど環境に配慮した物品を選定・購入することにより、環境配慮型製品の市場を拡大し、市民へのグリーン購入の意識啓発を高めます。

<主な取り組み>

- 「枚方市エコオフィスに関する取り組み指針」などに基づく取り組みの推進
- 剪定枝等のチップ化
- 古紙のリサイクル
- 学校給食の調理過程で出る生ごみの堆肥化
- 「枚方市環境に配慮した物品の購入（グリーン購入）推進指針」に基づく取り組みの推進



基本方向3 安全で安定的なごみの収集・処理体制の構築

1 安全で安定的なごみの収集・処理

(1) ごみ処理の広域化の推進

ペットボトル・プラスチック製容器包装については、北河内4市リサイクル施設組合で選別・圧縮梱包を引き続き行います。また、可燃ごみについては、平成35年度の稼働を目指し、京田辺市と可燃ごみ広域処理施設の整備を進めます。

(2) ごみ処理施設の安全で安定的な稼働

穂谷川清掃工場第3プラントについて、老朽化対策工事を実施するとともに、東部清掃工場の長寿命化を図るため、廃棄物処理施設長寿命化総合計画を策定し、基幹改良工事などを計画的に実施します。

(3) 穂谷川清掃工場の敷地利用の検討

穂谷川清掃工場の敷地の有効活用について、4Rの観点や収集運搬の効率化の観点などから検討を進めます。

(4) 最終処分場の安定的確保

将来にわたって安定した最終処分場を確保するため、さらなる4Rを推進するとともに、焼却後の熔融スラグや熔融飛灰のリサイクルを進めます。また、新たな最終処分場の整備に向け、国や大阪府に要請を行っていきます。

(5) 災害時等に対応できるごみ処理体制の構築

災害時に対応できるごみ処理体制を検討するとともに国や大阪府の動向等を踏まえ、本市の地域防災計画と整合を図りながら災害廃棄物処理計画の策定を行います。また、緊急時も含めたごみ処理に係る周辺自治体との応援体制も引き続き整備します。

(6) 分別品目の見直し

現在のごみの収集・処理の状況等を踏まえ、ごみの分別の見直しを行い、さらなる効率的なごみの収集・処理体制の検討を行います。

<主な取り組み>

- 京田辺市と可燃ごみ広域処理施設の整備【新規】
- 東部清掃工場の延命化対策【新規】
- 穂谷川清掃工場の敷地利用の検討【新規】
- 最終処分場の安定的確保
- 災害廃棄物処理計画の策定【新規】
- 分別品目の見直しの検討【新規】

2 運営の効率化

(1) 効率的な運転管理の推進

東部清掃工場の焼却施設と粗大ごみ処理施設について、より効率的な運転管理体制を構築します。また、京田辺市と整備する可燃ごみ広域処理施設についても、効率的な運転管理体制を構築できるように検討を進めます。

(2) 効率的な収集運搬体制の構築

ごみの収集量や地域特性などに応じて、委託収集も含めた効率的な収集運搬体制が構築できるように継続的に検討を行います。

(3) 効率的な施設管理の推進

コスト負担を極力抑えつつ、計画的に施設改修等を行うなど、ストックマネジメントの考え方に基づく処理能力等の維持・向上を図ります。

<主な取り組み>

- 効率的な運転管理の推進
- 効率的な収集運搬体制の構築
- 効率的な施設管理の推進



基本方向4 環境に配慮したまちづくり

1 環境負荷の低減

(1) 環境負荷の低減

焼却余熱による発電や施設の省エネルギー化を進め、エネルギーの有効活用を行います。また、ごみの減量等によるごみ収集車の燃料使用量の抑制を図るとともに、低公害車等の導入により、環境負荷の低減に努めます。

＜主な取り組み＞

- 焼却余熱による発電の実施
- 可燃ごみ広域処理施設への高効率発電設備の導入の検討【新規】
- ごみ収集車の環境負荷の低減

2 まち美化・不法投棄対策の推進

(1) まち美化の推進

「枚方市まち美化計画」などに基づき、ポイ捨て防止キャンペーンや路上喫煙防止、アダプトプログラムなどの取り組みを推進します。

(2) 不法投棄対策の推進

不法投棄防止パトロールを実施するとともに、不法投棄防止看板を配布するなど、市民・事業者との連携を強化し、不法投棄対策を推進します。

＜主な取り組み＞

- アダプトプログラムの推進
- 不法投棄防止パトロールの実施



第4節 ごみの適正な処理等に関する基本的事項

第1項 収集運搬計画

分別排出ルールの徹底による効率的な収集を実施するとともに、リサイクルや中間処理に適した合理的な収集・運搬体制を確立していくこととします。

ごみの分別区分及び収集運搬体制は、次のとおりとしますが、社会情勢の変化や市民ニーズ、超高齢社会に対応したサービスの提供など、必要に応じて見直していくものとします。

表7 家庭系及び事業系ごみの分別区分と収集運搬体制

分別区分		収集方式	収集頻度	収集体制	
家庭系ごみ	一般ごみ	ステーション	週2回	直営・委託	
	空き缶、びん・ガラス類		月2回	委託	
	ペットボトル・プラスチック製容器包装		週1回	直営・委託	
	粗大ごみなど	粗ごみ	戸別収集 (直接搬入)	月1回 (1世帯)	直営・委託
		大型ごみ			
		臨時ごみ		随時	直営
		動物の死体			直営・委託
使用済小型家電	拠点回収	—	直営		
事業系ごみ	可燃ごみ	—	—	許可業者	
	粗大ごみ	—	—		

第2項 中間処理計画

市民や事業者から排出されたごみについては、本市及び広域の中間処理施設で可能な限り資源化・減量化などを行い、最終処分場への負担をできるだけ軽減するものとします。

また、中間処理施設については、適正な維持管理及び点検・補修を行うとともに、新たに施設の更新・整備を行うことにより、安定した処理体制を確保します。

中間処理の方法は、次の表に示すとおりです。

表8 中間処理対象ごみ及び処理方法

分別区分		処理施設	処理方法	二次処理	
家庭系ごみ	一般ごみ	焼却施設 (穂谷川清掃工場、 東部清掃工場)	焼却	埋立・資源化	
	空き缶、びん・ガラス類	民間施設 (委託)	選別	資源化	
	ペットボトル・プラスチック製 容器包装	北河内4市 リサイクルプラザ	選別・ 圧縮梱包	資源化	
	粗大ごみなど	粗ごみ	粗大ごみ処理施設 (東部清掃工場)	破碎・選別	焼却・埋立・資源化
		大型ごみ			
		臨時ごみ			
	動物の死体	焼却施設 (穂谷川清掃工場)	焼却	埋立	
	使用済小型家電	民間施設 (委託)	選別	資源化	
事業系ごみ	可燃ごみ	焼却施設 (東部清掃工場)	焼却	埋立・資源化	
	粗大ごみ	粗大ごみ処理施設 (東部清掃工場)	破碎・選別	焼却・埋立・資源化	

※穂谷川清掃工場の後継施設として、平成35年度に可燃ごみ広域処理施設を整備予定。

第3項 最終処分計画

ごみの排出抑制・再資源化及び中間処理での減量化・減容化などにより最終処分量を削減し、最終処分場への負担軽減を図ります。

表9 埋立対象物及び最終処分方法

埋立対象物	最終処分場
破碎選別残渣	大阪湾広域臨海 環境整備センター
焼却残渣	
溶融スラグ	

※溶融スラグは資源化できない場合に埋立を行う。

第5章 計画の推進

第1節 計画の進行管理

本計画の進行管理においては、図に示すように Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）の PDCA サイクルにより、目標値や施策の進捗状況を定期的に点検し、継続的に改善を図っていくものとします。特に、本計画の策定から5年を目処に計画の見直しの必要性を判断し、新たな施策の導入、社会情勢の変化への対応を検討します。なお、計画の見直しにあたっては、本計画で定められた目標値に対する達成状況を検証するとともに、施策の実施状況とその効果について評価します。

また、計画の進捗状況をホームページ等で公表するとともに、本計画に基づき毎年度策定する「枚方市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画」の施策等に反映させるなど、本計画の着実な推進を図ります。

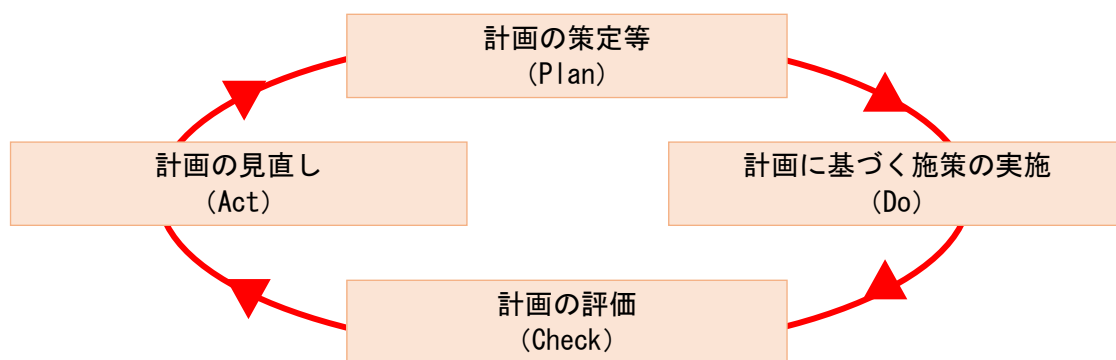


図 14 進行管理 (PDCA サイクル) の概念図

第2節 広域連携の推進

本市では、平成 16 年に寝屋川市、四條畷市及び交野市とともに、共同してペットボトル・プラスチック製容器包装のリサイクル事業を行うため北河内 4 市リサイクル施設組合を設立し、平成 19 年 12 月に北河内 4 市リサイクルプラザを完成させて、翌年 2 月から広域処理を行っています。

また、緊急時などにおけるごみ処理の相互協力については、平成 20 年 2 月に、本市、寝屋川市、四條畷市、交野市及び四條畷市交野市清掃施設組合が「一般廃棄物の処理に係る相互支援協定」を締結し、これにより、災害時だけでなく、施設の故障時や事故、改修などで処理能力が低下した際、協定市などが協力し円滑なごみ処理を可能としました。さらに、この体制の広域化を図るため、北河内地域広域行政推進協議会が提案し、平成 20 年 3 月には、東大阪ブロック（守口市・枚方市・寝屋川市・大東市・門真市・東大阪市・四條畷市・交野市・東大阪都市清掃施設組合・四條畷市交野市清掃施設組合・北河内 4 市リサイクル施設組合）で協定を締結しています。その後、京田辺市及び高槻市との間でも、同様の協定を締結しています。

老朽化が進んでいる本市の穂谷川清掃工場の後継施設の整備については、京田辺市との間で可燃ごみの広域処理を進めることについて、平成 26 年 12 月に両市の間で基本合意を行い、京田辺市の甘南備園周辺地域での整備を進めることとしています。

今後も近隣自治体との相互連携を図りながら、安全で安定的なごみの処理体制を確保していきます。

第3節 廃棄物減量等推進審議会

本市では、一般廃棄物の発生抑制、再利用及び再生の促進による廃棄物の減量化並びに適正な処理に関する基本的な事項について調査・審議を行う機関として、廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を設置しています。この審議会に本計画の進捗状況を毎年度報告し、評価を行います。

【枚方市廃棄物減量等推進審議会条例】

(設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条の7第1項の規定に基づき、市長の附属機関として、枚方市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(担当事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 一般廃棄物処理計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、廃棄物の減量及び適正処理に関する重要事項

2 審議会は、前項に規定する事項について市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係市民団体を代表する者
- (3) 関係業者団体を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(関係者に対する協力要請)

第4条 審議会は、その担当事務を処理するため必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【資料編】

1. 諮問

環事総第64号
平成27年 5月26日

枚方市廃棄物減量等推進審議会
会長 山川 肇 様

枚方市長 竹内 脩

枚方市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定について（諮問）

標記の件に関し、枚方市一般廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例第14条第1項の規定に基づき、枚方市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定について、諮問します。

別紙の諮問趣旨に沿い、調査・審議の上、答申をお願いします。

諮 問 趣 旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、市町村は一般廃棄物の適正な処理を行うため、当該市町村の区域内の一般廃棄物に関する計画を策定することとされています。

本市では、循環型社会の形成をめざして、平成 21 年 6 月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（「新・循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物減量及び適正処理基本計画（改訂版）」）を策定し、ごみの減量・リサイクルなどの取り組みを推進してまいりました。

現在の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は、概ね 5 年で見直すこととされており、平成 26 年 12 月には新たなごみ処理施設整備の基本的な考え方を示した「ごみ処理施設整備基本構想」を策定するなど、本市の廃棄物行政を取り巻く状況が大きく変化していることから、平成 27 年度中に次期一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定する必要があります。

つきましては、本市の現状と課題、国・府の動向等を踏まえ、今後の循環型社会の形成に向けた基本的な考え方や施策展開の方向性等を盛り込んだ一般廃棄物（ごみ）処理基本計画について、貴審議会にご審議していただきたく、諮問するものです。

2. 答申

平成28年 1月25日

枚方市長 伏見 隆 様

枚方市廃棄物減量等推進審議会
会 長 山川 肇

枚方市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定について（答申）

平成27年5月26日付け環事総第64号で諮問がありました枚方市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定について、審議した結果、別添のとおり答申します。
本答申の内容を十分尊重し、計画の策定にあたるように要請します。

（別添略）

3. 枚方市廃棄物減量等推進審議会委員及び部会委員名簿

(1) 枚方市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

(五十音順)

区分	氏名	団体等
学識経験者	浅利 美鈴	京都大学 環境科学センター 助教
	大下 和徹	京都大学 地球環境学堂 准教授
	福岡 雅子	大阪工業大学 工学部 環境工学科 准教授
	(会長) 山川 肇	京都府立大学大学院 生命環境科学研究科 教授
関係市民団体	稲森 郁子	尊延寺の自然を守る会 代表
	岩村 みち子	枚方市健康づくり食生活改善協議会 副会長
	(副会長) 笠谷 昇	枚方市コミュニティ連絡協議会 副会長
	上武 治己	氷室校区コミュニティ協議会
	阪本 育子	ひらかた夢工房運営連絡会議 彩 代表
	竹安 庄平	エコ・スマイルひらかた 理事長
	三島 清美	くらしのリーダー グリーンコンシューマー啓発実行委員会実行委員長
関係業者団体	多田 高明	枚方市商業連盟 理事長
	田中 香世子	北河内農業協同組合女性会枚方地区 会長
	(副会長) 田中 隆夫	北大阪商工会議所 専務理事
	田 元浩	ひらかた環境事業協同組合 専務理事
	福森 明	枚方市商業連盟 副理事長
	三好 國司	枚方市工業会 環境委員長
	山本 晃	大阪府電機商業組合枚方支部 顧問

(2) 枚方市廃棄物減量等推進審議会

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定部会委員名簿

(五十音順)

区分	氏名	団体等
学識経験者	浅利 美鈴	京都大学 環境科学センター 助教
	(副部会長) 福岡 雅子	大阪工業大学 工学部 環境工学科 准教授
	(部会長) 山川 肇	京都府立大学大学院 生命環境科学研究科 教授
関係市民団体	稲森 郁子	尊延寺の自然を守る会 代表
	竹安 庄平	エコ・スマイルひらかた 理事長
関係業者団体	多田 高明	枚方市商業連盟 理事長
	田 元浩	ひらかた環境事業協同組合 専務理事

4. 枚方市廃棄物減量等推進審議会の審議経過等

開催日	会議名等	内容
H27年 5月26日	第1回審議会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 審議会委員及び事務局の紹介 2. 審議会会長及び副会長の選出について 3. 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定について（諮問） 4. 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における重点施策・事業の平成26年度実績及び平成27年度事業計画について（報告） 5. その他
6月1日 ～5日	ごみの組成分析調査	家庭系一般ごみ・粗ごみ、事業系可燃ごみ
7月1日	第1回審議会部会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 部会長及び副部会長の選出 2. ごみ組成分析調査の結果（速報）について 3. アンケート調査の実施について 4. ごみの現状と課題について 5. 今後のスケジュールについて 6. その他
7月21日 ～8月4日	アンケート調査	（調査対象）市民2,000名、事業者578社
7月30日	第2回審議会部会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 現基本計画におけるごみ計画量の評価について 2. ごみ量の将来推計について 3. 次期基本計画における計画目標項目等について 4. その他
8月25日	第3回審議会部会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 現基本計画におけるごみ計画量と平成26年度実績について 2. ごみの収集処理費用の推移について 3. ごみの組成分析調査の結果について 4. ごみ量の将来推計について 5. 次期基本計画における計画目標等について 6. 次期基本計画の策定スケジュールについて
9月28日	第4回審議会部会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（素案）について 2. 今後の策定スケジュールについて
10月26日	第2回審議会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（素案）について 2. 今後の策定スケジュールについて

開催日	会議名等	内容
11月16日	第3回審議会	1. 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画について (1) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（素案）について (2) 今後の策定スケジュールについて 2. 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の重点施策・事業の進捗状況について 3. その他
12月4日 ～24日	市民からの意見募集	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（素案）について市民からの意見募集
H28年 1月25日	第4回審議会	1. 「枚方市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定について」（答申案）について 2. ごみ処理施設整備基本計画（案）について 3. 大型ごみ持出しサポート収集について 4. 計量ダイエットモニターの結果について 5. その他

5. 計画目標の設定の考え方

(1) 将来推計（現状趨勢）

		採用推計式等	単位	実績値←				
				平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1)	人口	枚方市人口推計調査報告書 (平成26年1月)	人	411,222	410,852	410,175	409,215	408,038
				平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(2)	家庭系ごみ		t/年	76,799	77,079	77,177	76,542	75,418
(3)	一般ごみ（収集）	直近値	t/年	60,387	60,968	61,095	60,534	60,262
(4)	粗大ごみ（収集）	対数近似	t/年	6,373	6,280	6,104	6,202	5,636
(5)	粗大ごみ（許可業者収集）	平均値	t/年	145	190	164	177	115
(6)	市民持込（直接搬入）	直近値	t/年	213	197	182	282	264
(7)	臨時ごみ（収集）	平均値	t/年	693	731	855	622	681
(8)	罹災ごみ（収集）	考慮しない	t/年	0	0	155	59	0
(9)	空き缶、びん・ガラス類（収集）	対数近似	t/年	3,872	3,768	3,738	3,767	3,635
(10)	ペットボトル・プラスチック製容器包装（収集）	累乗近似	t/年	5,117	4,945	4,885	4,901	4,815
(11)	使用済小型家電（ボックス回収）	直近値	t/年	0	0	0	0	9
				平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(12)	集団回収		t/年	20,992	20,324	19,797	19,125	18,650
(13)	新聞紙（集団回収）	指数近似	t/年	13,787	13,107	12,815	12,254	11,858
(14)	雑誌・紙製容器（集団回収）	指数近似	t/年	3,654	3,535	3,386	3,273	3,212
(15)	段ボール等（集団回収）	指数近似	t/年	2,113	2,153	2,177	2,188	2,257
(16)	牛乳パック（集団回収）	平均値	t/年	34	37	37	36	34
(17)	古布類（集団回収）	累乗近似	t/年	1,189	1,277	1,160	1,131	1,043
(18)	アルミ缶（集団回収）	累乗近似	t/年	215	215	222	243	246
				平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(19)	事業系ごみ		t/年	32,226	32,021	31,512	31,962	33,465
(20)	可燃ごみ（許可業者収集）	直近値	t/年	31,649	31,418	30,989	31,515	32,985
(21)	可燃ごみ（市関係）	対数近似	t/年	535	555	449	396	438
(22)	粗大ごみ（市関係）	直近値	t/年	42	48	74	51	42
				平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(23)	合計		t/年	130,016	129,424	128,487	127,629	127,532

※枚方市人口推計調査報告書は5年ごとの数値であるため、その間の人口の推計値は、独自に按分したものをを用いている。

→推計値（現状趨勢）										
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
407,110	406,182	405,254	404,326	402,453	400,580	398,707	396,834	394,961	392,270	389,578
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
75,698	75,239	74,996	74,760	74,563	73,969	73,580	73,198	73,014	72,292	71,770
60,289	59,988	59,850	59,713	59,600	59,160	58,884	58,607	58,490	57,933	57,535
5,822	5,743	5,687	5,638	5,593	5,522	5,469	5,419	5,385	5,312	5,256
158	158	158	158	158	158	158	158	158	158	158
264	264	264	264	264	264	264	264	264	264	264
716	716	716	716	716	716	716	716	716	716	716
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3,655	3,622	3,600	3,580	3,565	3,528	3,503	3,479	3,465	3,426	3,397
4,784	4,738	4,710	4,681	4,658	4,610	4,577	4,545	4,526	4,473	4,434
9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
18,150	17,605	17,129	16,674	16,243	15,743	15,307	14,886	14,523	14,070	13,672
11,409	10,962	10,560	10,174	9,806	9,398	9,033	8,681	8,365	8,001	7,673
3,096	2,986	2,889	2,794	2,703	2,601	2,510	2,422	2,343	2,251	2,167
2,283	2,310	2,344	2,379	2,416	2,439	2,470	2,500	2,537	2,556	2,582
35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35
1,082	1,064	1,050	1,039	1,030	1,015	1,003	992	984	971	958
244	248	250	252	253	254	256	256	257	256	256
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
33,426	33,414	33,403	33,392	33,382	33,374	33,367	33,359	33,353	33,348	33,341
32,985	32,985	32,985	32,985	32,985	32,985	32,985	32,985	32,985	32,985	32,985
399	387	376	365	355	347	339	332	326	321	314
42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
127,274	126,258	125,528	124,826	124,187	123,086	122,254	121,444	120,890	119,710	118,783

(2) 目標設定にあたっての分別協力率

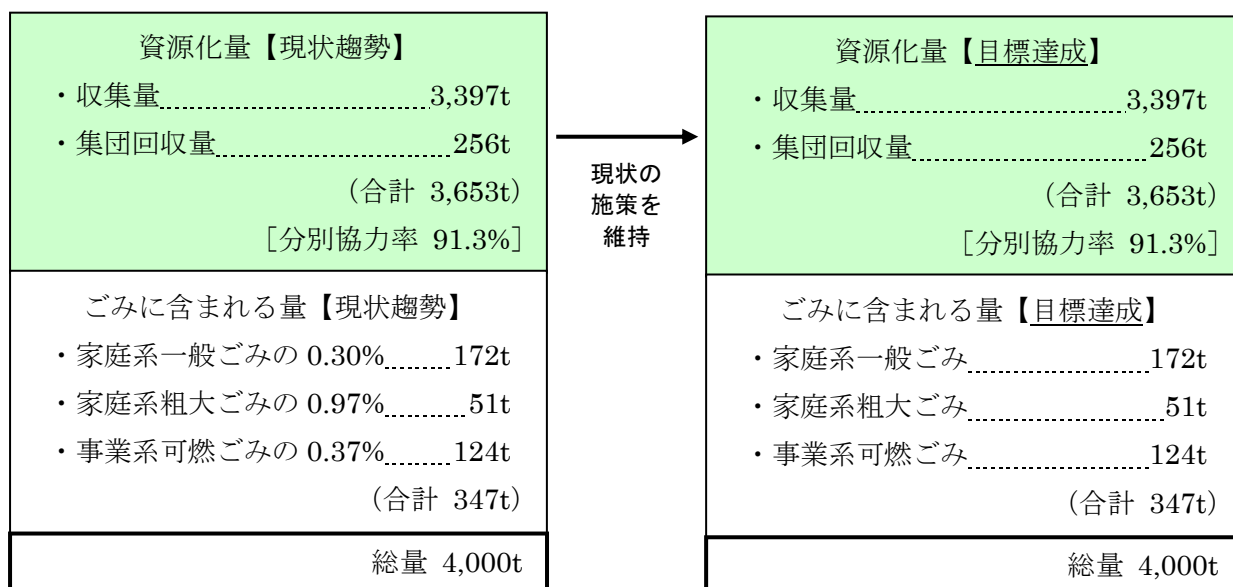
1) 平成 37 年度の将来推計結果 (対策効果を含まない場合 [現状趨勢])

目標項目	H26 年度実績値	H37 年度推計値	
ごみの排出量	127,532 t	118,783 t	【▲6.9 %】
ごみの資源化率	21.9 %	18.8 %	—
最終処分量	11,489 t	11,113 t	【▲3.3 %】
温室効果ガスの排出量	36,945 t-CO ₂	35,507 t-CO ₂	【▲3.9 %】
ごみの焼却量	99,182 t	96,072 t	【▲3.1 %】

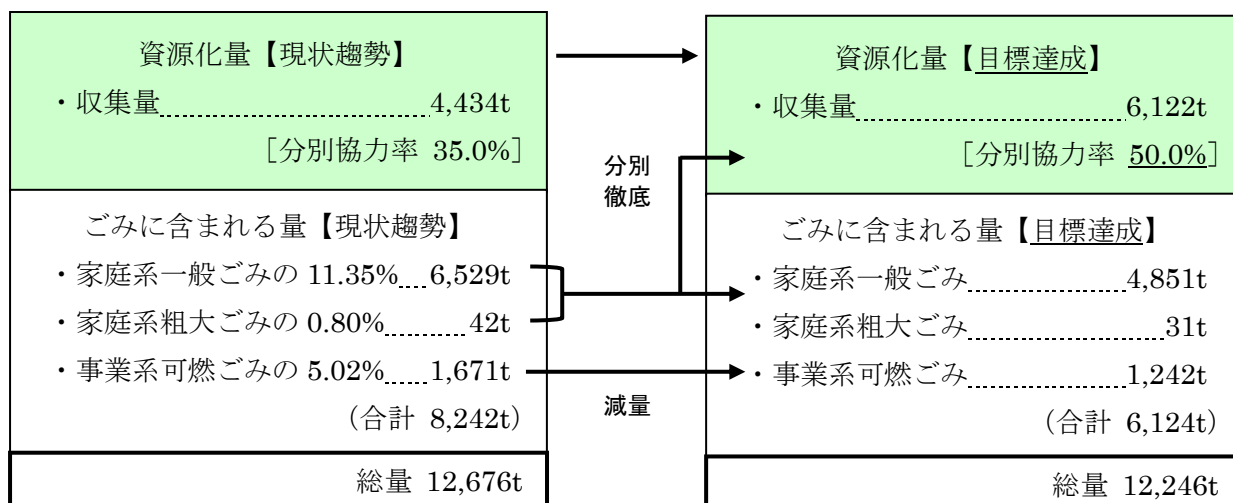
※【 】は H26 年度実績値からの増減率

2) 平成 37 年度の計画目標設定 (現状趨勢、及び目標達成時の分別協力率とごみ量)

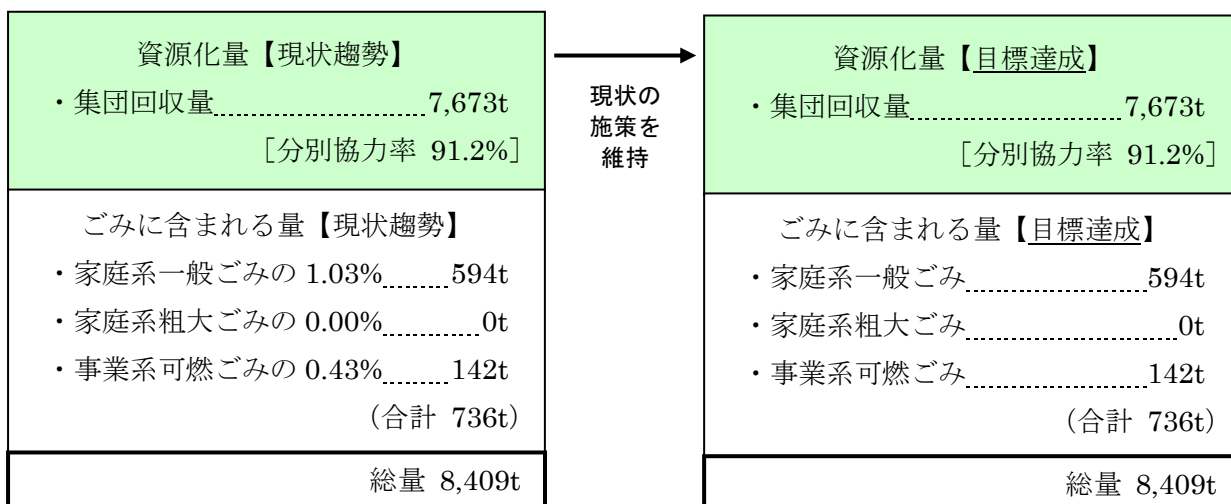
① 缶・びん



② ペットボトル・プラスチック製容器包装

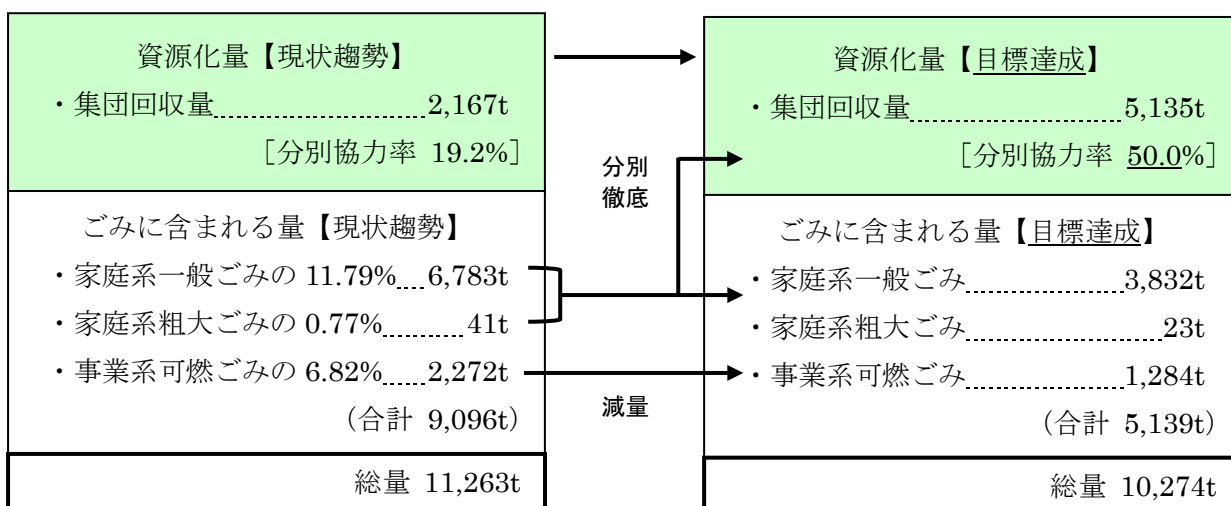


③ 新聞紙

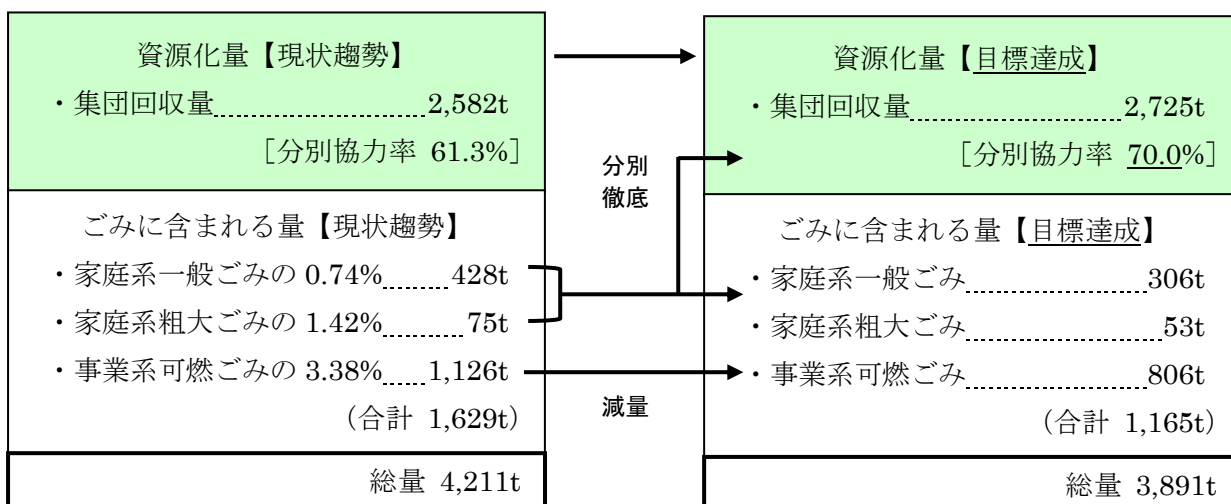


④ 雑誌・紙製容器包装

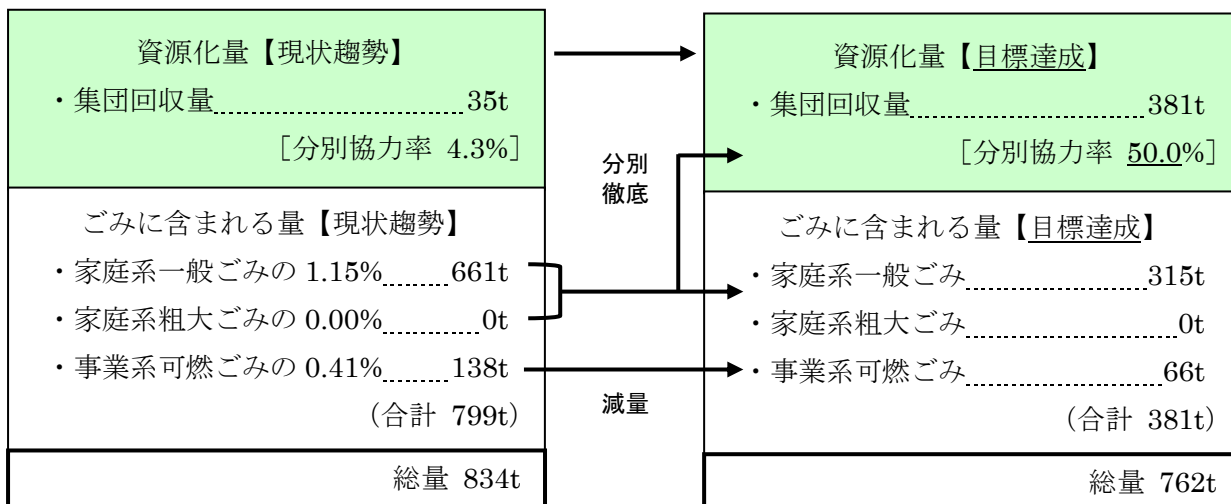
※法対象外紙製容器包装（紙筒、紙ひも、クラフト紙個人包装等）を含む



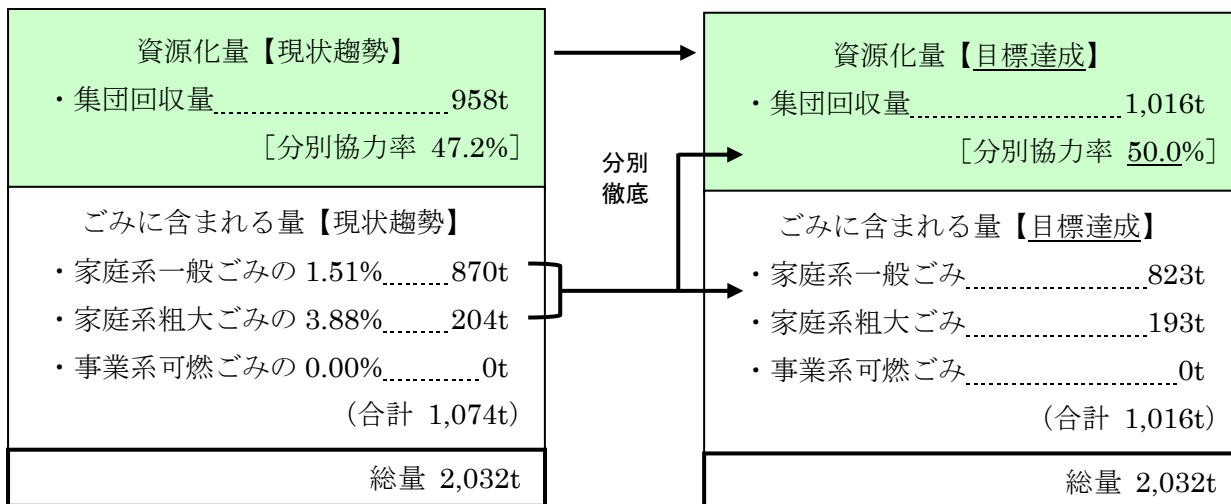
⑤ 段ボール



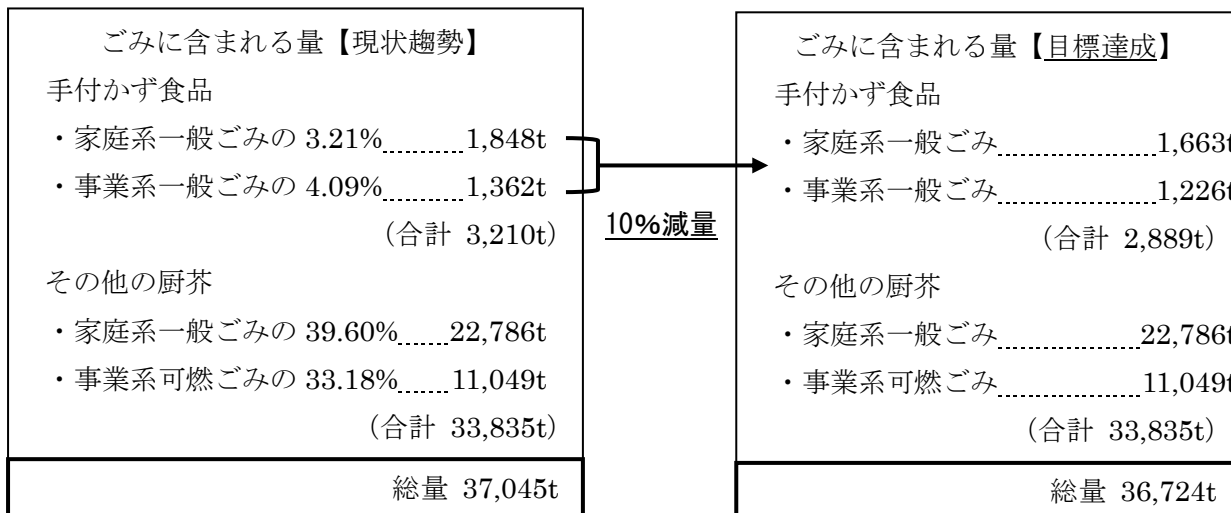
⑥ 紙パック



⑦ 古布類



⑧ 厨芥類



3) 計画目標値の算出

目標項目	H26 年度実績値	H32 年度目標値 (中間目標)		H37 年度目標値 (最終目標)	
ごみの排出量	127,532 t	121,597 t	【▲ 4.7 %】	116,652 t	【▲ 8.5%】
ごみの資源化率	21.9 %	22.7 %	—	23.4 %	—
最終処分量	11,489 t	10,866 t	【▲ 5.4 %】	10,347 t	【▲ 9.9%】
温室効果ガスの 排出量	36,945 t-CO ₂	34,894 t-CO ₂	【▲ 5.6 %】	33,185 t-CO ₂	【▲10.2%】
ごみの焼却量	99,182 t	93,543 t	【▲ 5.7 %】	88,844 t	【▲10.4%】

※【 】は H26 年度実績値からの増減率

(3) 参考計画量

H28年度～H36年度の各値は、H26年度実績値からH37年度目標値への比例按分として算出した。

年度	ごみの排出量	ごみの資源化率	最終処分量	温室効果ガスの 排出量	ごみの焼却量
	t	%	t	t-CO ₂	t
H26	127,532	21.9	11,489	36,945	99,182
H28	125,554	22.2	11,281	36,261	97,302
H29	124,565	22.3	11,178	35,920	96,363
H30	123,576	22.4	11,074	35,578	95,423
H31	122,587	22.6	10,970	35,236	94,483
H32	121,597	22.7	10,866	34,894	93,543
H33	120,608	22.9	10,762	34,552	92,603
H34	119,619	23.0	10,658	34,210	91,663
H35	118,630	23.1	10,555	33,869	90,724
H36	117,641	23.3	10,451	33,527	89,784
H37	116,652	23.4	10,347	33,185	88,844

6. 用語の解説

あ 行

■ISO14001

国際標準化機構によって制定された環境マネジメントシステムに関する国際規格のことです。企業などの組織が自主的・継続的に環境への負荷を低減させることを目的とし、環境に関する方針や目標を定め、これを実行し、その結果を点検して方針等を見直す一連の仕組みが規定されています。

■アダプトプログラム

市民グループや企業、学校などの団体が、公共の場所の一定の区域において、継続的に美化活動を行う制度のことです。枚方市は、登録団体に対して、ごみの収集や清掃用具の提供、アダプトサインの設置などの支援を行っています。

■一般廃棄物

家庭から出る生ごみや紙類などのごみのことで、事業活動などに伴って排出される産業廃棄物以外の廃棄物がこれにあたります。(⇔産業廃棄物)

■一般廃棄物収集運搬許可業者

市町村長から廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物収集運搬許可を受けた者のことです。

■一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、年度ごとに一般廃棄物の排出抑制、減量化、再生利用の推進、収集・運搬・処分等について定めた計画のことです。

■エコアクション21

環境省の「エコアクション21ガイドライン」に基づき取り組んでいる事業者を認証し、登録する制度のことです。

■枚方市エコオフィスに関する取り組み指針

枚方市が省エネルギーや省資源の取り組みを推進するために、枚方市役所の各職場における具体的な取り組み内容や体制等の必要な事項を定めた指針です。

■温室効果ガス

太陽光により暖められた地表面は、赤外線を放射し、その一部は大気中で吸収され、その一部が再放射されることにより地表付近を暖めています。この大気中で赤外線を吸収する物質が温室効果ガスであり、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン等があります。

■大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックスセンター）

近畿2府4県の市町村の廃棄物を長期安定的に、また広域的な処分を図るため、「広域臨海環境整備センター法」に基づき昭和57年3月に設立された組織のことです。埋立処分場は、尼崎沖、泉大津沖、神戸沖、大阪沖の4か所あります。

か 行

■家庭系ごみ

市民の日常生活に伴って家庭から出る生ごみや紙類、布類、プラスチック・木・金属・ガラス製品などの廃棄物のことです。(⇔事業系ごみ)

■家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）

一般家庭や事務所から排出された家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律です。

■可燃ごみ広域処理施設

枚方市の穂谷川清掃工場第3プラントと京田辺市の甘南備園の焼却施設の後継施設として、可燃ごみを共同で処理する施設のことです。平成35年度の稼働を予定しています。

■紙製容器包装

商品の容器や包装のうち、主な素材が紙製の紙箱、紙袋、包装紙、台紙・中仕切、紙パックなどで、段ボールや一部の飲料用紙容器を除くものをいいます。

■枚方市環境基本計画

環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、枚方市環境基本条例に基づき策定する基本計画のことです。

■枚方市環境に配慮した物品の購入（グリーン購入）推進指針

枚方市が購入する物品に関して、率先して環境に配慮した物品を購入するための必要な事項を定めた指針です。

■枚方市環境マネジメントシステム（H-EMS）

環境の保全と創造に関する施策や、事務及び事業における省エネルギー・省資源の取り組みを推進するため、Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検・評価）、Act（見直し）を行いながら、継続的に取り組む枚方市独自の環境マネジメントシステムのことです。

■北河内4市リサイクル施設組合

枚方市・寝屋川市・四條畷市・交野市の4市により、ペットボトル・プラスチック製容器包装の中間処理を行い、再資源化を図ることを目的に平成16年6月に設立された一部事務組合のことです。

■北河内4市リサイクルプラザ（かざぐるま）

北河内4市リサイクル施設組合が、枚方市・寝屋川市・四條畷市・交野市の4市で分別収集したペットボトル・プラスチック製容器包装を中間処理するための施設のことです。

■グリーン購入法（国等による環境物品等の調達 の推進等に関する法律）

国等による環境物品等の調達の推進、情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図るための法律です。

■高効率発電設備

ごみの焼却処理に伴い発生する余熱エネルギーを活用し、高効率の発電を行う設備のことです。

■小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）

デジタルカメラ・ゲーム機などの小型電子機器等に含まれる金やレアメタル等の有用金属を回収し、資源循環を行うことによって廃棄物の適正処理及び資源の有効利用の確保を図ることを目的に制定された法律です。

■ごみ減量フェア

ごみの減量・リサイクルを推進するため、穂谷川清掃工場において、毎年開催しているイベントのことです。

■ごみ処理基本計画策定指針

市町村が廃棄物の処理及び清掃に関する法第6条第1項に規定されている一般廃棄物処理計画を立案し、これに基づいて事業を実施することができるよう、ごみ処理に関する基本的な事項について国が定めた指針のことです。

■ごみ処理原価

ごみの収集運搬、焼却及び最終処分等の処理に要する単位重量あたりの費用のことです。

■ごみ処理に係る相互支援協定

ごみ処理施設が災害、施設の故障や事故、改修などで処理能力が低下した場合に地方公共団体が協力し相互支援するために、地方公共団体間で交わしている協定のことです。

■ごみ処理手数料

枚方市がごみを処理するにあたって、ごみの排出者から徴収する手数料のことです。

■ごみの有料化

ごみ処理費用の一部または全部を、ごみの排出者が税金とは別に手数料として負担することです。

さ 行

■再生資源集団回収

自治会や子ども会などの団体が古紙や古布、アルミ缶などの資源物を回収業者に引き取ってもらう活動のことです。回収量に応じて報償金を交付しています。

■産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同施行令で定められた燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など 20 種類の廃棄物のことです。（⇔一般廃棄物）

■事業系ごみ

事業活動に伴って事業所や事務所等から排出される産業廃棄物以外の廃棄物のことです。（⇔家庭系ごみ）

■資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）

循環型社会を形成していくために必要な 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取り組みを総合的に推進するための法律です。特に、事業者に対して製造段階における対策や設計段階における配慮などを求めています。

■自然共生社会

生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会のことです。

■循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念で、廃棄物等の発生抑制、循環資源の利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会のことです。

■循環型社会形成推進基本法

資源消費や環境負荷の少ない「循環型社会」の構築を促すことを目的として、平成12年に制定され、廃棄物処理やリサイクルを総合的・計画的に推進するための基本方針を定めた法律です。

■食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）

食品廃棄物の発生抑制と減量化により、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用等を促進するための法律です。

■食品ロス

本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。

■焼却余熱

ごみの焼却に伴って発生する熱のことで、ボイラー等により蒸気や温水を発生させ、発電・暖房・給湯などに利用しています。

■ステーション（収集方式）

一定の区域ごとに設置した「ステーション」に各家庭のごみを排出してもらい収集する方式のことです。これに対し、各家庭の玄関先などに排出されたごみを収集する「戸別収集」があります。

■ストックマネジメント

施設に求められる性能水準を保ちつつ、長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減するための技術体系及び管理手法のことです。

■ストックヤード

一般的には、物を一時的に保管しておく場所のことをいい、本計画では溶融スラグのリサイクルを目的とした一時保管を行う場所のことです。

■枚方市スマートライフ推進基金

ごみ減量や循環型社会形成の推進に向け、ごみの分別や発生抑制等における市民の協力をより一層促進するため、適正なごみ処理を行って資源を循環させることなどで生じた収入を積み立て、市民に還元する仕組みとして創設した基金のことです。

■剪定枝等のチップ化

剪定枝等を細かくチップ状に粉砕することです。チップは園芸資材や堆肥の原料などになります。

た 行

■堆肥

生ごみや落ち葉・樹皮を発酵させた有機資材（土壌改良材）のことです。

■多量排出事業者

1日平均10キログラム以上又は一時に100キログラム以上の一般廃棄物を生じる占有者のうち、事業活動に伴って月平均2.5トン(年間30トン)以上の一般廃棄物を排出する事業者のことをいいます。

■地球温暖化

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンなどの温室効果ガスの濃度が大気中で増加し、気温が上昇することをいいます。

■枚方市地球温暖化対策実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、温室効果ガスの排出抑制等を行うための施策などについて定めた計画のことです。

■直営・委託

ごみ収集体制の種類で、直営は市の職員が収集する方式、委託はごみ収集を事業者に委託する方式のことです。

■中間処理

廃棄物の最終処分までの間に、廃棄物を無害化・安定化・減量化・再資源化するための処理をいい、焼却、破碎、圧縮、脱水、中和、蒸留、コンクリート固型化などの方法があります。

■低炭素社会

気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガス濃度を安定させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会のことです。

■適正処理困難物

自治体の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らして、その適正な処理が困難であると認められるものをいいます。

■トレンド法

過去の傾向が今後も同様に推移するという考え方による将来推計の手法です。

な 行

■生ごみの堆肥化

台所ごみなどの生ごみを発酵させ、微生物により分解され堆肥になることをいいます。

■熱回収（サーマルリサイクル）

ごみの焼却に伴って発生する熱エネルギーを利用するために回収することをいいます。

は 行

■倍化水準

2倍の水準のことをいいます。

■廃棄物管理責任者

事業所から排出される一般廃棄物の減量・リサイクル及び適正処理に関する業務を担う者のことです。多量排出事業者は、枚方市一般廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例及び規則に基づき「廃棄物管理責任者」の選任をする必要があります。

■廃棄物減量等推進員

市民と枚方市のパイプ役となり、地域における市民のごみ減量意識の高揚を図るとともに、ごみの適正排出、減量・リサイクルの推進につなげることを目的に市の委嘱を受け活動する者をいいます。

■廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

廃棄物の排出の抑制、適正な分別、保管、収集、再生、処分等の処理及び生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律です。

■ひらかた夢工房

ごみの発生抑制・再使用・再生利用など、ごみ減量施策に沿った市民活動を市民ボランティアが活動する拠点施設のことです。穂谷川清掃工場内に設置されており地域環境学習及びリサイクル活動などが行われています。

■不用品交換情報ネットワーク

市民や事業者から提供された「あげます」「ください」の情報を共有し、使用可能な不用品を交換して有効利用することにより、大型ごみの減量を推進する取り組みです。

■プラスチック製容器包装

商品の容器や包装のうち、プラスチック製のトレイ類、ボトル類、カップ・パック類、袋・ラップ類などで、商品そのものの素材がプラスチックとなっているものは除きます。

■ふれあいサポート収集

家庭系ごみの収集において、日常のごみ出しが困難な市民を対象に、戸別に玄関先まで収集に伺うなどのサービスのことです。

ま 行

■枚方市まち美化計画

「枚方市ポイ捨てによるごみの散乱及び犬のふんの放置の防止に関する条例」に基づき、環境美化を推進する施策の基本的方向を示すために策定した計画のことです。

■メールマガジン

電子メールで定期的に情報を届けるシステムのことです。

や 行

■容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）

容器包装廃棄物を資源として有効利用することにより、ごみの減量化を図るための法律です。消費者は分別排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化という役割分担のもとでリサイクルを推進しようとするものです。

■溶融スラグ

焼却灰を 1,200℃以上の高温で溶融後に冷却したガラス質の固化物を溶融スラグといいます。

■溶融飛灰

溶融処理する際に発生する排ガスに含まれるばいじんを捕集したものを溶融飛灰といいます。

ら 行

■リサイクル（recycle：再生利用）

廃棄物等を資源として再利用することです。例えば、新聞や雑誌を再生紙やトイレットペーパーなどにする取り組みのことです。

■リデュース（reduce：発生抑制）

廃棄物の発生自体を抑制することです。例えば、使い捨て製品を購入しない、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどの取り組みです。

■リフューズ（refuse：断る）

不要なものや余計なものを断ることです。例えば、買い物袋を持参してレジ袋を断ることや、弁当の割箸、アイスクリームのスプーンなどを断ることです。

■リユース（reuse：再使用）

使い捨てせず、まだ使えるものを繰り返し使用することです。例えば、玩具や機器等を修理して使用する、容器等を繰り返し使用するなどの取り組みです。

枚方市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

平成 28 年 3 月
